

目 次

○第1号（6月5日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
説明のため出席した者	2
事務局職員出席者	2
開会・開議	3
日程第 1 仮議長の選任について	3
日程第 2 会議録署名議員の指名について	4
日程第 3 会期決定について	4
日程第 4 諸般の報告について	4
村長挨拶並びに提出議案の概要説明	4
日程第 5 一般質問について	6
◇ 杉井保夫君	6
◇ 村上慎一君	19
◇ 川田敏彦君	29
◇ 清水健一君	42
◇ 早坂 通君	54
散 会	68

○第2号（6月15日）

議事日程 第2号	69
本日の会議に付した事件	69
出席議員	70
欠席議員	70
説明のため出席した者	70
事務局職員出席者	70
開 議	71
日程第 1 議案第46号 教育委員会委員の任命について	71
日程第 2 議案第47号 平成30年度榛東村一般会計補正予算（第1号）に	

	について……………	7 2
日程第 3	議案第 4 8 号 平成 3 0 年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）について……………	7 4
日程第 4	議案第 4 9 号 平成 3 0 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 1 号）について……………	7 6
日程第 5	報告第 1 号 平成 2 9 年度榛東村一般会計繰越明許費繰越計算書について……………	7 7
日程第 6	報告第 2 号 榛東村土地開発公社の経営状況報告について……………	7 8
日程第 7	発委第 2 号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則について……………	8 1
日程第 8	委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）……………	8 2
日程第 9	委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）……………	8 2
日程第 1 0	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査に関する中間報告について……………	8 3
日程第 1 1	議会運営委員会に付託中の議長の諮問に関する中間報告について……………	8 3
日程第 1 2	総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について……………	8 4
日程第 1 3	文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について……………	8 4
日程第 1 4	議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について……………	8 4
日程第 1 5	議会運営委員会の閉会中の継続調査について……………	8 4
日程第 1 6	議員の派遣について……………	8 5
日程第 1 7	渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について……………	8 5
副議長挨拶……………		8 6
閉 会……………		8 6

平成30年第2回

榛東村議会定例会会議録

第 1 号

6月5日(火)

平成30年第2回榛東村議会定例会会議録第1号

平成30年6月5日（火曜日）

議事日程 第1号

平成30年6月5日（火曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 仮議長の選任について
 - 日程第 2 会議録署名議員の指名について
 - 日程第 3 会期決定について
 - 日程第 4 諸般の報告について
 - 日程第 5 一般質問について
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	波多野 宏美 君	2番	善養寺 孝 君
3番	蜂 巢 實 君	4番	村 上 慎一 君
5番	川 田 敏彦 君	6番	小野関 治義 君
7番	高 田 清一 君	8番	清 水 健一 君
9番	枡 井 保夫 君	10番	小 山 久利 君
11番	山 口 宗一 君	12番	岸 昭勝 君
13番	早 坂 通 君		

欠席議員（1名）

14番 南 千晴 君

説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓 君	副 村 長	倉 持 直美 君
総 務 課 長	清 村 昌一 君	企 画 財 政 課 長	早 川 弘行 君
税 務 課 長	岩 田 彦一 君	住 民 生 活 課 長	山 本 正子 君
健 康 保 険 課 長	安 田 睦 君	産 業 振 興 課 長	狩 野 宏記 君
建 設 課 長	久 保 田 邦夫 君	上 下 水 道 課 長	山 口 誠一 君
会 計 課 長	浅 見 英一 君	教 育 課 長	阿 佐 見 純 君
教 育 委 員 会 長	小 池 賢一 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 飯 塚 邦 守 書 記 志 岐 英 代

◎開会・開議

午前9時30分開会・開議

○副議長（高田清一君） 皆さん、おはようございます。

本日平成30年第2回榛東村議会定例会が招集されましたところ、議員各位には、ご多用中のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

初夏のやわらかい日差しが若葉に降り注ぎ、榛名山の新緑も一層鮮やかさが増しています。梅雨入り宣言が気にかかる季節を迎えますが、議員各位におかれましては、健康に留意されご活躍されますことをご祈念申し上げます。

南議長から、榛東村議会会議規則第2条第2項の規定により欠席届の提出がありました。地方自治法第106条第1項の規定に基づき、副議長の私が議長の職務を務めさせていただきますので、皆様方のご協力をよろしくお願いを申し上げます。

ただいまから平成30年第2回榛東村議会定例会を開会いたします。

本日の出席議員は13名であります。よって、地方自治法第113条の定足数の規定に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

なお、村長以下、説明のための管理職は全員出席であります。教育長公務出席のため、午後の途中で退席になりますことを承知おきください。

さて、本定例会では、通告のありました5名の議員による一般質問、また、村長より人事案件、補正予算などが提出されております。議員各位におかれましては、円滑に議事が進行し、また適正、妥当な議決にご理解、ご協力をお願い申し上げます。

なお、本日は大勢の傍聴の方々がおみえですが、傍聴されます皆様に申し上げます。傍聴人心得をお守りの上、静粛に傍聴されますようお願い申し上げます。

直ちに、お手元に配付した日程により会議を行います。



◎日程第1 仮議長の選任について

○副議長（高田清一君） 日程第1、仮議長の選任についてを議題といたします。

地方自治法第106条第2項の規定により、議長及び副議長ともに事故あるときは、仮議長を選挙し、議長の職務を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選により行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（高田清一君） 異議なしと認め、したがって、仮議長に11番山口宗一議員を指名いたします。よろしくお願いたします。

◇

◎日程第2 会議録署名議員の指名について

○副議長（高田清一君） 日程第2、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において行います。

10番小山久利議員、11番山口宗一議員を本日の会議録署名議員に指名いたします。

◇

◎日程第3 会期決定について

○副議長（高田清一君） 日程第3、会期決定についてを議題といたします。

第2回定例会の会期については、本日5日から15日までの11日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（高田清一君） 異議なしと認め、本定例会の会期は本日5日から15日までの11日間と決定いたしました。

◇

◎日程第4 諸般の報告について

○副議長（高田清一君） 日程第4、諸般の報告についてを議題といたします。

飯塚議会事務局長。

○議会事務局長（飯塚邦守君） それでは、お手元に配付の諸般の報告により御説明いたします。

1、議案書等の受理につきましては、本定例会開催に伴い、議案4件、報告2件を受理いたしました。

2、例月現金出納検査の結果に関する報告でございますが、地方自治法第199条第9項の規定により、代表監査委員より議長宛て報告がありました平成30年3月及び4月の例月現金出納検査の結果でございます。詳細につきましては、配付いたしました検査結果の写しのとおりでございます。後ほどご確認ください。

3、群馬県町村議会議長会の関係でございますが、資料に記載のとおり、会議が開催され、出席をいたしました。

以上で議会関係の諸般の報告を終了いたします。

◇

◎村長挨拶並びに提出議案の概要説明

○副議長（高田清一君） ここで、村長より挨拶並びに本定例会における提案理由の説明をしたい旨の申し出がありましたので、これを許可いたします。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 改めまして、おはようございます。

議長から許可をいただきましたので、平成30年第2回定例村議会の開会に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

また、その前にお願いでございます。この4月1日付で新課長が5名になりました。この新課長についても、今回の議会がデビュー戦でございます。誠心誠意務めるところでございますけれども、回答とかそういうものについては、もしかしたら担当課長じゃない前課長、あるいはそれより精通している課長が答弁をするかもしれませんので、ご理解を願いたいと、温かく見守ってもらいたいというように思いますので、よろしく願いいたします。

そして、先週5月29日でございますけれども、ベトナム国家の主席が来村されるということで、村にとっては大変光栄な出来事がありました。国賓が本村を訪れることになったのは、昭和34年立村以来初めてのことでございます。クアン主席は、ベトナム国の大臣らとともに山子田地内の企業、これについて小金井精機製作所でございますけれども、ご視察をされました。議員各位におかれましても、企業前で歓迎の出迎えをいただき、感謝申し上げたいというように思います。

私も企業の代表者、従業員と一緒に主席ご一行をお出迎えし、ご視察の随行をさせていただきましたが、ベトナム従業員に日本の教育レベルや職業訓練などについて熱心に質問をされている様子が私は印象に残っております。

また、企業紹介映像の中では、ベトナム人従業員から群馬県榛東村の暮らしやすさなどについて話がありました。特にベトナムの従業員の子どもたちが榛東村の幼稚園、保育園に通い、分け隔てなく楽しく通園している紹介を多くのベトナム人の人たちが本当に感謝をしている姿が主席もわかったんじゃないかなというように思っています。多くのベトナム人がこの榛東村で生活し、日本とベトナム国の友好のかけ橋となってくださっていることに対して、大変うれしく思ったところでございます。

ご視察を終えた主席一行がお帰りになる際に、総合グラウンドで部活動中だった榛東中学校のサッカー部員が沿道に整列して手を振ってお見送りになった。主席はにこやかに手を振り返してくださっておりました。

クアン主席は来村された翌日、これは30日でございますけれども、天皇皇后両陛下に宮殿の竹の間で接見をし、その夜、宮中晩餐会が催されました。その席上、陛下から、日本でベトナム人の人たちは幸せに暮らしていますかという質問がありました。多くのベトナム人が学んだり職場で活躍していますということを主席も答えられたということでございます。クアン主席は、榛東村で視察されたことを念頭に置かれましてお話しされたことを推測申し上げるところでございます。

一国の主席がこの榛東村にある企業に注目し来村されたことは、視察先企業の従業員の方々はもとより、知事あるいは私、関係職員にとっても大変有意義な時間となり、クアン主席一行の来村に心から感謝を申し上げたいというように思います。

さて、本日、議員各位の出席のもと、定例村議会を開会できますことに心から感謝申し上げます。

本定例会に上程させていただく議案等について、その概要をご説明させていただきます。

議案第46号は、教育委員、これは4名のうち1名の方が委員の任期がことし6月30日で満了となるため、7月1日から任期とする委員を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づきまして、議会の同意を求めるものでございます。

議案第47号から49号までは、一般会計、公共下水道事業特別会計、そして上水道事業会計の3会計の補正予算で、いずれもことし4月1日発令の人事異動に伴う職員給与費について各会計の科目間、会計間における補正を行うものでございます。

以上、4議案について慎重審議の上、可決くださいますようよろしくお願い申し上げます。

報告事項は2件あります。

まず、平成29年度一般会計繰越明許費繰越計算書については、昨年度中に予算繰越の議決をいただいた5事業について、翌年度いくなれば平成30年度へ繰り越した額及び財源内訳を報告いたしますものでございます。

また、榛東村土地開発公社の経営状況報告については、土地開発公社の平成29年度決算、平成30年度予算、事業計画等について報告するものでございます。

会期は15日までとただいま決定されました。本日から11日間、よろしくお願い申し上げます。

以上で私の説明とかえさせていただきます。よろしくお願いいたします。



◎日程第5 一般質問について

○副議長（高田清一君）引き続きまして、日程第5、一般質問についてを議題といたします。

一般質問は、会議規則第58条の規定により行います。

質問の順序は届け出順といたします。なお、質問時間は答弁を含め50分の制約がございますので、質問者は質問内容を明確にするようお願いをいたします。また、答弁者はわかりやすい答弁をお願いいたします。

質問順位1番 杉井保夫議員の質問を許可いたします。

9番 杉井保夫議員。

〔9番 杉井保夫君登壇〕

○9番（杉井保夫君） 皆さん、改めましておはようございます。

8区、そして自衛隊OBの杉井でございます。よろしくお願いをいたします。

本日は、ちょっと8区の紹介をさせていただきたいんですけども、8区、5月22日のスマイルボウリングについては、女性陣に頑張ってもらって準優勝を勝ち取ることができました。27日には野球の決勝戦がありまして、去年はもう3区にやられてしまったんですけども、ことしは18区に勝って、見事優勝させていただきました。ということで、8区の皆さん一生懸命頑張ってくれているので、私も議員として一生懸命頑張らなければいけないなど、このように思っています。

そういう中で、5月はいろいろ榛東村は事業がありまして、時間の許す限り参加をさせていただきました。5月13日になると思うんですけども、山草会、これについて参加をさせていただきました。それと、5月27日に水彩画展、そして、一昨日の第46回のサツキ展と、いろいろ参加をさせていただいて、もちろん作品はすばらしいものばかりです。ただ、ことし特に私、個人的に思ったことは、もうスタッフの方がすばらしく明るくて対応していただいていると、これは非常に印象に残りました。

このようなすばらしい事業については、何年も何年も続いてほしいと、このように思っていますし、村については支援、そして協力をこれからもよろしくお願いをしたい、こう思っています。

私、今、犬と二人暮らしをしております、結構フレッセイに買い物に行くんですけども、自衛隊の方が今、演習部隊が来て相当フレッセイを使っていたいて、スタッフの方は感謝しているという話を伺いました。そういう中で、私は、6、7、8についてはもっと訓練最盛期になるので、お客さんが来ますよという情報を発信をしています。それと、自衛隊の方々には、村民の方、村民以外の方々の車が相当入りますので、自衛隊の官用車については相当大きいものもあれば事故が起こる可能性が高いので、この辺については、自衛隊さんにはあいている地域、そこで駐車してくれと。何かトラブルがあったら買いにこられないよと、こういう話で、これまたそういう情報発信をさせていただいておるところでございます。

そういう中で、6月1日に、上毛新聞にこのぐらいの大きさと載っておったんですけども、日米共同訓練、これが8月26日から9月19日まで実施をされて、宮城県の大和駐屯地にある演習場と、そしてこの相馬の演習場、これが使われるという記事が載っていました。そういう中で、やはり村民の方がそれを見た場合については、またオスプレイが来るのかよと、こういう質問をされるんですね。だからこういう面についても、村長に伺うと、今定例会における全員協議会で皆さんに説明をするという話を伺っていますけれども、まず、どういう編成でこの相馬の演習場に来るんだという絡みなんですね。そういうのをやっぱり発信してやらないと、村民はまた来るなという話で戸惑うところがありますので、その辺も含めて情報発信をよろしくお願ひしたい、こういう感じですね。

私個人的には、あの新聞の画面を見たときに、宮城県とこの群馬県の榛東村と、こういう話になると、やっぱりヘリボーン訓練という、敵の後方に部隊をおろす、もちろんヘリは使う、こういう訓練をするんだろうなと。それともう一つ、米軍の部隊が今までは海兵隊だったのに、今回は76旅団の戦闘団、こういう話になります。これは陸軍なんですね。陸軍は基本的にはオスプレイは使わない。となると、今共同訓練については、私個人の意見ですよ、オスプレイは使わないだろうなと、こういう判断ができるんですけども、これはまた陸上自衛隊は今編成がえをしていますので、この辺はわかりません。村のほうから全員協議会でいろいろ聞きながら皆さんに発信をしていきたいなと、こういうふうに思っています。

それと、一番今気になっているのが、セクハラなんですね。みなかみ町長しかり、今後定例会でどうなるかわかりませんが、それと東京の粕江市長、昨日辞職をされています。そういう中で、

我々の年代の女性の方にいろいろ聞いてみました。日本は昔はすごかったらしいです。例えば、床屋さんでお客さんが来る。座るときにお尻を触ったり、こういう方がいっぱいいらしたそうですよ。ただ、事業主いわく、お客様は神様ですからという風潮だったらしいですね。ただ、今は全然違います。相手がこう思うからセクハラだと、こんなの全然違います。今はビデオがありボイスレコーダーがあり、こういうもので全部証拠が残る話なんです。

そういう中で、我々、私も含めて、例えば家族以外の女性を私の車に乗せる場合については1人では絶対乗せない。2人以上とか、いろいろ自分で考えていかないと、セクハラについてはなくなっていかないと、我々男性陣の考えも変えていかないといけないだろうと、こんなふうに思いながらこのセクハラについては考えております。

本日は、皆さんこういうのを聞いてくれよ、こういうのはどうなっているんだよという3点に絞って質問したいと思っています。

1つは、空き家対策、今年度560万円予算編成をされましたけれども、この560万円をどう使って空き家対策に使うのかというのが1つ。

2つ目がふるさと納税です。ふるさと納税はどこも3割返礼品になった時点で、相当減っています。まだ榛東村は4月1日から始まって、2カ月しかたっていませんけれども、今後の行方を、そして今後の処置等含めて聞きたいと思っています。

3点目が、まだ早いんですけれども、ざっくばらんに真塩村長に聞こうと思いましたが、まだ早いという観点もありまして、真塩村政、3年ちょっとたちました。残すところ1年弱になりました。そういう中で、今までの達成率を含めて村長に伺いたいと思います。

事後、自席に戻って質問をさせていただきます。

以上です。

○副議長（高田清一君） 9番 杉井保夫議員。

〔9番 杉井保夫君発言〕

○9番（杉井保夫君） それでは、空き家対策ということで、まず担当課長に伺います。

昨年10月、空き家の調査をされて、そして事後、この3月に計画をつくって発信をしています。そういう中で、現状として、空き家は何戸あるんですか。

○副議長（高田清一君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 計画で、アンケート調査等実施をさせていただいております。また、外観目視という形で調査をさせていただきました。その中で、101件の空き家を確認させていただいております。

○副議長（高田清一君） 9番。

〔9番 杉井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君）　そういう中で、業務を進めていく上で問題点等ありましたか。

○副議長（高田清一君）　建設課長。

〔建設課長　久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君）　問題点ということでございますけれども、近年、人口減少や超高齢化社会の到来等によりまして、少子高齢化や社会情勢等の変化により、適切に管理されずに放置され、老朽化した空き家等が増加し、防災、防犯、景観、衛生等の空き家問題が地域での大きな問題となっております。本村におきましても、同様に空き家が増加傾向にありまして、空き家等を地域の資源として利活用し、地域の活性化へとつなげる施策が必要であると考えております。

○副議長（高田清一君）　9番。

〔9番　松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君）　平成30年度560万円予算編成をして、本年度実施事業については何をやるんですか。

○副議長（高田清一君）　建設課長。

〔建設課長　久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君）　本年度の実施事業でございます。本年度から空き家対策事業として、榛東村空き家対策補助制度を創設しております。1つは、空き家の定住を目的とするリフォーム補助として、補助率2分の1で補助事業を行います。また、事務所や店舗等の営業及び施設の設置が目的の空き家の改修補助として、補助率2分の1、上限100万円として補助を行います。また、空き家の除却、取り壊しですけれども、こちらの補助として補助率2分の1、上限100万円として補助を行います。また、建物内の清掃や敷地内の草刈り等の空き家リフォーム、空き家ハウスのクリーニング事業として、上限20万円として補助事業を実施することとなっております。

以上、おおむね1年以上の空き家に対して行う補助事業でございます。

○副議長（高田清一君）　9番。

〔9番　松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君）　実は、この空き家対策については27年9月に、私、定例会で一般質問しています。なぜかというと、27年5月、国の措置法、これが施行されるということで、9月に、うちの村はどうするんだと、こういう話を伺ったときに、そのときの担当課長はこう話したんですね。28年度予算に組み込み、これも含めて検討させていただきたい。ところが、実際、担当課が調査を始めて結果を出しているのが昨年10月なんですね。ということは、28年度1年間、この空き家については何もしなかった。何をしていたのか、ちょっとお話してください。

○副議長（高田清一君）　建設課長。

〔建設課長　久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君）　28年度、実際、計画について動きはございません。ただ、補助事業と

して、国の補助金が計画策定については受けられます。28年度については、国に対して補助の申請を行っているということでございます。

○副議長（高田清一君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 私、この空き家対策については、非常に自分自身で疎いと思っているんです。なぜかという、情報が入らない。それで、この空き家対策について勉強しようと思って考えると、国のいろいろな措置法がありますよ。ありますけれども、この榛東村の榛東村空家等対策計画、ことし3月に出たこれしかないんです。これを全部ひもといたときに、非常に矛盾することが出てきたなと思って、これは私個人だからかもしれないですよ、聞いていただきたいんですけども、実は、この30年3月に空家対策計画が出ておるんですけども、これ、詰まって詰まってつくっているものじゃないかという感じがするんですね。

なぜかという、補助金の交付要領、これも要綱で出ているんですね。補助金の交付要綱で。この中をよく見ると、例えば、特定空き家の概念は、協議会を集めて決める、こうなっているんです。ほかの市町村は違いますよ。特定空き家とはこう、こう、こうと決めているんです。なおかつ、評議員に調査させるという話になっているんですよ。ましてお金がかかる話なのに、要綱でまとめようとしている、この計画も含めて。計画の中に条例なんか1つもないですよ。ほかの市町村は、まず条例をつくって、それに基づいて、例えば区長会にお願いするとか書いてありますけれども、本当の根拠、第一、要綱だったら内規でしょう、役場の中でしょう。条例で議会を通っていないから、私どもは全然わからないわけですよ。その辺を含めると、進め方が早過ぎたんじゃないかと私は思うんですけども、課長、どうですか。

○副議長（高田清一君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 先ほどもお話ありました特定空き家の関係でございますけれども、こちらは、上位法でございます空家等対策の推進に関する特別措置法、こちらの14条に規定がございます。この14条に規定するものが特定空き家だということで、ただ、これが村の特定空き家に該当するかどうかというところで協議が必要になるということでございまして、今年度まだ設置はされていないのでございますけれども、こちら実際の運用等、またさらに計画の変更等も生じる場合もございまして、今後、空家等対策の推進に関する特別措置法、先ほど申しましたけれども、こちらに規定する榛東村空家等対策協議会を設置を予定をしております。こちらのほうで空き家対策の計画変更や実施等に関する協議を重ねてまいりたいと、こういうことで予定しております。

○副議長（高田清一君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 推進協議会はわかりますよ。これについてもこの計画をつくる云々だという

話ですよ。そういう中で、例えば特定空き家については、もしあった場合については、これから委員を選定する話なんでしょう。例えば、中之条、これは県下では14市町村この計画をつくっておるんですね、空き家対策の。その中で14の中にはこの榛東村も入っています。ことし中につくろうとしているのが吉岡町を含む7市町村なんですね。そういう中で、例えば、中之条町は特定空き家認定基準というのをもうつくっているんですよ。基準というのができているんです。こういうものなくして、それじゃ評議員を集めて評議員に調査させれば、はい、これ空き家と、こういう話になっちゃうじゃないですか。ましてや平成30年の予算で560万円計上するということは、何を根拠に560万円計上しているんですか。例えば、この中之条で言わせていただければ、特定空き家等認定基準、この基準に基づいて榛東村の空き家、このぐらい基準に基づくとあるんだけど、あとは評議員に調査していただく、これによって見積もりができる話なんでしょう。今回の560万円というのは井ですか。お答えください。

○副議長（高田清一君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） リフォーム補助ということでございますけれども、補助金に対してかかった金額の補助率は、各リフォーム補助の2分の1とかということで補助をさせていただき、上限額を定めさせていただいております。こちら、村の限りのある予算の中で、補助事業ということで、こちらのほうの補助金を創設するというところでございます。

また、先ほどからいろいろ難しい問題ではないかと、特定空き家も含めて、補助に対する内容について検討が必要じゃないかというようなところでございますけれども、空き家の問題ということは、先ほどお話あったように、さまざまな分野にわたるということでございます。先ほどの村で今後予定する空き家等対策協議会のメンバーでございますけれども、専門的知識というのが必要になりますので、空き家に詳しい専門団体の協力を得ながら、空き家等に関する相談会というものも実施しながら、内容を検討してまいりたいということでございます。

以上です。

○副議長（高田清一君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） ちょっと例を出させていただくと、こういう話があるんですね。例えば、いろいろの計画をつくっておる14市町村の中で、例えば中之条の場合はこういう話があるんですね。27年5月、国の空き家対策措置法が施行されました。27年5月に施行されたら、中之条町は27年度の12月の議会で中之条町空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例、これを制定しておるんです。これを制定した後に、28年4月、条例の後に協議会も設置しておる。そして、次の年の29年3月、昨年3月に空き家対策の計画をつくっておるんですね。そうすると、条例に基づいて、例えば幾ら補助金をやる、それとか評議員を集めたときに1日幾らやるんだと。中之条は7,000円なんですね。そういう決

まりが何にもできていないところで、空家対策計画ができちゃっているわけですよ。それとして、計画に合わせるようにして、3月31日に補助金の交付要綱を出しているわけですよ。内部の内規ですよ、これは。我々全然知らないところで決まっているんですよ、条例じゃないんですから。それでなおかつ、30年度予算に560万円計上している。おかしくありませんか。やっぱり順序を踏んでいないと、私は個人的に思うんですけども、いかがですか。

○副議長（高田清一君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 計画策定ということでございますけれども、先ほど申しました空家等対策推進に関する特別措置法、こちら第4条に市町村の責務というものがございます。4条を読ませてもらいますと、「市町村は第6条第1項に規定する空家等対策計画の作成及びこれに基づく空家等に関する対策の実施その他の空家等に関する必要な措置を適切に講ずるよう努めるものとする」ということでございます。

以上でございます。

○副議長（高田清一君） 9番。

〔9番 杉井保夫君発言〕

○9番（杉井保夫君） 国の法律が27年5月から施行されておるという中で、国の法律を法律としてそれだけでやるということ自体が基本的にはおかしくありませんか。国は全般を見ながら、この榛東村個々として空き家対策にはこういうものを条例をちゃんとつくって、それで初めて、なおかつこの3月末に計画ができるというのが正しい順序だと私は思っているんですけども、違いますか。

○副議長（高田清一君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 先ほどから申しておりますけれども、条例が必ずしも義務づけというものではございません。村では要綱として立ち上げをさせていただいております。また、お知らせ等、村民の方にこの制度のお知らせということで、村のホームページ、また、しんとう広報のほうでお知らせ等図りまして、周知を図っているということでございます。

以上です。

○副議長（高田清一君） 9番。

〔9番 杉井保夫君発言〕

○9番（杉井保夫君） 3つ目は、もし直せるのなら、例えば補助金、これについてもやっぱり要綱云々でそのまま突っ走っていったらいいのか、これ、サイクルで回る話なので、例えば、4年を機にやっていくとか、それでもぐるぐる回るんだというやり方を榛東村はとっておるんですけども、その辺も含めて、金額的に金がだんだん上がっていったときに、要綱だけでこの空き家対策をやっていくというのはやっぱり私は違うのではないかと個人的には思っています。見直すべきとこ

ろがあるんなら早目に見直していただきたい、このように思います。

2点目、ふるさと納税に移ります。

このふるさと納税については、もう前から何度も言っています、私は、狩野担当課長については、大変この辺が私、痛いんですけども、この4月1日から課長になられて、ふるさと納税云々を聞くこと自体が大変胸が痛むところでありますけれども、やっぱり行政の継続等を考えると、これはもう涙を流しながら質問しなきゃならないんで、その辺はちょっと覚悟していただきたい。

実は、私は昨年29年度、その前28年度含めて、ふるさと納税については、総務省が3割返納にしてきたぞと、うちはいつからやるんですか。村は30年4月1日からやりますと。30年4月1日から3割返納品になったら、今まで5割あったのが、1万あったら5,000円のもの返礼品として返ったのが1万円ふるさと納税される方が3,000円しか返らない。減るのは当たり前でしょうと。それに対する対策をいろいろ考えなかったらだめですよという話を何度もさせていただきました。これはさとふるがあつての話だ、いや、これは事業者だという話の中で、現在、4月1日から3割返納品でふるさと納税が始まりました。課長、去年、おととしに比べてどんな成り行きか、ちょっと伺いたいと思います。

○副議長（高田清一君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 平成30年4月1日から寄附金額に対する返礼品の調達金額の占める割合を3割へ変更いたしました。平成29年4月の寄附件数は2,276件、金額は1,853万7,000円に対して、平成30年4月の件数は392件、金額は426万6,000円となっております。前年と比較し、金額ベースで23%です。

以上です。

○副議長（高田清一君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） まだ2カ月ですので、半年、9月ごろまで課長は待って、いろいろ対策をしようと思うんでしょうけれども、どんな対策を考えていますか。

○副議長（高田清一君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 現在、業務委託を行っているポータルサイト以外の業者のポータルサイトを検討しており、併用して窓口を増加する予定です。一括代行業務委託についても、現在利用の業者と比べて遜色がないことを確認しています。窓口の開設までに登録作業など3カ月程度の期間が必要ですが、ふるさと納税の集中する時期に間に合うよう進めていきたいと考えております。

○副議長（高田清一君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 29年度のふるさと納税については6億500万円なんですね。それで、私は30年度が勝負の年だと、ふるさと納税について言っているんですね。なぜかという、3割返納品になったときに、このままいくようであれば、このふるさと納税の上がお金で例えば給食費を本当に全部無料化にしたり、もうこれが落ちつけば、間違いなくそのまま行っちゃう話なんですね。ただ、今の話でいくと、相当減っているという話になると、やはりなど。今まで榛東村についてはさとふるさん経由でいろいろやられていますよね。これを例えば村でやるとか、変更を何か考えていますか。

○副議長（高田清一君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 村独自でポータルサイトを立ち上げることは自由度は高く、訴求力は高いのですが、PRを村で行わなければならないため、ふるさと納税を行う自治体としての知名度が高くなければなりません。寄附者の目にとまる機会が少なくなってしまうので、インターネット広告等のノウハウのあるふるさと納税ポータルサイト運営業者であれば、インターネットで検索した場合に寄附者の目につく位置に表示される可能性が高いため、その技術に関しては運営業者に依頼したほうが効率的であると考えております。

以上です。

○副議長（高田清一君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 都城は、全国でふるさと納税2015、2016と2年連チャンでトップクラス、十何億円ふるさと納税しておった。3割返納品になってからがたんと落ちたんですね。ところが、やはりいろいろな人からご意見を聞きながら、今また復活しているんですね。だから、やり方によって復活する可能性というのはあるんですね。なお、例えばさとふるさんにうちは頼っておるんですけども、そのほかというのは何か考えていますか、課長。

○副議長（高田清一君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 名前を出していいかわからないのですが、現在、職員に楽天ポータルサイトの研究をさせるために研修に参加していただきました。その結果、さとふると遜色がないということで、今検討というか進めております。

以上です。

○副議長（高田清一君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 狩野課長がすばらしいところは、実は私、こういう情報を得ているんです。5月7日に事業者会議というのを開いているんですね。今後どうする、こうするという会議だと思っておりますけれども、やはり何かアクションを起こして考えていかないとだめなんです。それを私は昨年

やってほしかった。もう遅い話ですけれども。そういう話の中で、先日議長にお願いをして、中之条町へ行ってまいりました。中之条町というのは簡単なんです。草津町と同じように金券ですから、1万円やってくれた人については5,000円分の金券をすぐ送っちゃうんです、今までは。

中之条町が3割返納品にしたのは昨年10月1日です。4月からずっといろいろ考えて、10月1日に踏み切りました。そのときに、普通ですと、中之条町の金券というのは年末年始に売れるんです。だから、11月、12月、1月で5億円、6億円の納税がある。なぜかという、会社が社員を四万温泉に行かせるためとかというものの考え方なんです。

ところが、昨年10月1日、3割返納品になった。10月、11月、12月、1月、2月、3月と6カ月間で、何と5,000万円だそうです。普通この期間で5億円、6億円稼ぐふるさと納税をしていただきたい、こういうものが、5,000万円になっちゃうんですね。

それで、中之条町はいろいろ考えました。100万円納税してくれた人には1日町長をさせる。100万円納税してくれた方が61人いたそうです。そのうちに希望ですから、1日町長をした方は11名いるそうです。何をすると。職員を全部集めて、町長訓示ですよ。それに議会を集めて、全員協議会の場で、町長挨拶。それと中之条町の公園から何から速やかに、四万温泉も含めて、1泊2日で連れていく。こういう制度を設けました。

それと、やっぱり規則、法、裏があるんですね。総務省が3割負担といったら3割、返礼品は3割になっちゃうんです。ところが、中之条町はこういうことを始めたんです。準町民制度事業。これはこういう話です。3万円納税してくれた人は9,000円の金券を返納します。これはふるさと納税です。これでふるさと納税は終わりです。ただし、この準町民制度事業というのは、ここからつくんです。要は準町民ですから、町民としてただで入れるところはみんな入れます。準町民証というのをつくらせて渡します。それと、お酒と云々はこの準町民になったら速やかに送ります。これが要はふるさと納税の抜け穴なんです。

こういう形でいろいろ考えないと、町は潤わないんですね。草津町町長は動きました。風評被害で3割じゃ困る。速やかに4割にしてくれと。4割返礼品金券を配らせてくれと。ことし9月までやらせてくれと。こういう話で、そうすれば、皆さんが草津町へ来るよと。とかいろいろやっぱり考えるんですね。そういう中で、村独自でいろいろ考えることっていっぱいあるかと思うんです。

私は個人的には、プロジェクトチームをつかって、例えば盆に帰れない方、これについてはふるさと納税を幾らしてくれればお墓をきれいにしますとか、あと、空き家にしているところで、本当は半年に一度帰りたいんだけど、帰れないから草刈りをやってもら。幾らふるさと納税をしたらこれをやってもらえると、こんなようないろいろな分野までふるさと納税は考えていかないとだめだと思うんですね。そういう中で、このプロジェクトチームをつくらしたりしながら、ふるさと納税巻き返し、これを課長、考えていますか。

○副議長（高田清一君） 産業振興課長。

[産業振興課長 狩野宏記君発言]

○産業振興課長（狩野宏記君） 柘井議員が5月7日、返礼品提供事業者会議を開催し褒めていただきましたが、4月の実績で、村としても何とかしなければならぬと考え、事業者を集めさせていただきました。

その中で、率直な現状の説明をまずし、その後、事業者と意見交換や情報交換を初めて行ったそうです。私も毎月ではないとは思っていたんですが、事業者ごとではなく会議をやっているのかなと思っておりました。しかし、5月7日初めて会議を開いたことによって、よかったよという声をいただきました。それをもとに、これからも柘井議員が準町民制度証とかいろいろな意見を述べていただきましたが、参考にして、商工会を含む新しい事業者とか、一生懸命村もできることを検討しながら、返礼品事業者だけでなく、村民と一緒に考えて、ふるさと納税を何とかしていきたいと考えております。

以上です。

○副議長（高田清一君） 9番。

[9番 柘井保夫君発言]

○9番（柘井保夫君） 新課長、すばらしいと思いますよ。私はこのふるさと納税が100万円の時代から興味を持ってやらせていただいているんですけども、私の個人的な概念で言わせていただくと、このふるさと納税については、さとふるさんが間に入っていますけれども、農協と商工会を抱き込まなかったら絶対だめだと最初から言っている。だからやっぱり、企画財政課長に言わせると、不確定財産です、これは。納税してもらわなければ幾らかわからない。私は違うと何度も言っている。要は、みんなで一生懸命やれば、それなりの納税はしていただけるんだと。この考えなくして、ふるさと納税成功はないと思っているんですね。新しい課長のもと、一生懸命これについては頑張っ、6億上回る昨年、これにまた戻れるような頑張りをさせていただきたいと、このように思います。

最後になりましたけれども、村長に伺います。

村長、来年どうするんですかと皆さんが私に聞くので、まだ早いから、そんなこと聞けませんと、こういう話をさせていただいているんですね。そういう中で、村長には最初にこれを伺いたいと思うんですよ。地方創生で真塩村長が一部を精査して、精米機、これを買うところを変更して、子育て支援事業、例えば、不妊・不育治療等、異世代交流教室推進事業、通学路見守り事業、防犯カメラ設置事業、こういう事業を変更してされたんですね。これについては、私は防犯カメラなんて非常によかったと思っていますし、村長にご自分のご意見を聞きたいと思うんですが、いかがですか。

○副議長（高田清一君） 真塩村長。

[村長 真塩 卓君発言]

○村長（真塩 卓君） お答え申し上げるといのか、変更した理由とか、そういうものを申し上げたいと思うんですけども、私も3年前にならせてもらったときに、果たして精米機が必要かどうか、

それよりまだやるべきものがあるのではないかとということで検討させてもらい、そして、これは全て県、総務省とも相談して話をしたところ、それをやるより、私のほうで提案した、先ほど松井議員もおっしゃっていただきました任意予防接種の助成、あるいは不妊・不育治療の助成、防犯カメラの設置とか、異世代事業等のそういうものをやりたいということで相談したところ、総務省のほうも実際そのほうがいいと、精米機を買って何をするんですかということで、すんなりそれが変更になったところでございます。そしてこれは、それに基づいて村のほうでも計画を立てて、不妊治療とかそういうものに予算を振りかえさせてもらいました。

また、これについては私自身も職員の皆さん、そして住民の皆さんにもいろいろ話を聞いておりますけれども、やった結果については、私はよかったです。まだまだこれからそういうものに対して、ちゃんとしたものができることの方に持って行ってくださいというようなご意見が相当あります。それらを精査しながら、これからもやっていきたいというように思っております。

○副議長（高田清一君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） いろいろ公約がありましたけれども、例えば、給食費、逐次下げるとか、私は、真塩村長の最初の登庁時の就任挨拶ですね。これを今持っているんですけども、その中で、国保税を引き下げます。2つ目が給食費を逐次引き下げます。3つ目が防犯灯と防犯カメラをふやします。それ以降に7項目いろいろあるんですけども、そういう中で、今までの経緯を見ると、達成されているんじゃないかと思えますけれども、いかがですか、公約。

○副議長（高田清一君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 3年前に公約等を掲げさせてもらい、住民の皆さんの協力を得たということは確かでございます。

そういう中で、実際のところ、いろいろな相当数の公約が、小さいものもありますけれども、私自身は3つにまとめて、大きく公約としてやらせてもらいました。国保税の引き下げを行いますということについては、皆さんご存じのとおり、私もなってすぐに、たしかそのときに国保税の引き下げを8.2%、そして今年度からまたさらに16.5%を、平均してなんですけれども、引き下げを実施させてもらいました。

これについてはうちの役場の職員を褒めてみたいと思うんですけども、健康福祉の関係で、そういうことにならない、それまでの過程を大事にして、生涯現役でいられるような、そういう施策、もう病気になったり何かしたら国保を使って治してもらおうんですけども、その前の施策が、それが数字がどのくらいということは出ませんけれども、そういうことが職員が努力してくれているということで、30年度も16.5%までの引き下げを行ったという最大の理由でございます。

また、給食費を順次引き下げますということについても、これについては第3子については無料と、

そして、そのほかのものについてもとりあえず10%の引き下げをやらせてもらったところでございます。これについては、まだ完全に無料化とか、そういうものはできておりません。これを皆さんがどう判断するかわかりませんが、これからもそういうものを何らかの手当をして、1つは先ほど質問されたように、ふるさと納税とかそういうものが利活用できないかなということを考えてながら、これらについてもさらにやっていく必要があるのかなというように考えております。

そして、防犯灯と防犯カメラをふやしますという公約をさせてもらいました。これについては子どもたちだけでなく、お年寄りの人たちが本当に事件とかいろいろなけがに遭わないように、なるだけ多くのもを設置したいということで、私は予算とかそういうものの許す限り、安全対策、そして特に子どもたちの通学路の安心・安全なものをつくるべくやらせてもらい、今までになく相当のものができたと。そして、そのつくり方もLEDを利用したり、あるいは国の補助制度を活用して、なるだけ村の負担にならないような方策を考えたつもりでございます。

そういう中において、私ははっきりいうと90%、公約の90%を超えたものがとりあえずはできたかなと。さらにまだまだやるべきものはこの1年であると考えております。

○副議長（高田清一君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 2点目の継続事項と問題点・対策、これについては私のほうから。実は、中央公民館、それと老朽化が激しい給食センター、この2点については、もう後へ、後へ、後へじゃ困るんですね。やっぱり真塩村長の時代にきちっと実行していただきたい。それに対する問題点等あれば、これは長引いていくわけですけれども、それを含めて、真塩村長にやっていただきたいと思っておりますけれども、いかがですか、村長。

○副議長（高田清一君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 私もこれについては、本当に中央公民館あるいは給食センターの建てかえ等は必ず実行したいということで考えております。これについて、どこまでいっているかどうかということをはっきり申し上げることはできないんですけれども、先週も副村長を命令してはっきりと言うと、防衛のほうに行かせました。これははっきり言う和金曜日ですけれども、そういう中で着々と進んでいることは確かです。

それは別々に、コミセンとあるいは給食センター別々にするのなら、はっきり言うともすぐできるんですけれども、それだと低額補助で、これが低額補助も完全にできるかはわかりませんが、たしか1億5,000万円だと思っても、そのようなことになってしまいます。しかし、その後において、私どものほうで考えたのがまた防衛施設関係、ここにあるんですから、これに対していかに利用できないかということで、75%の補助率のあるものを見つけさせてもらいました。

これをやると、例えば30億円かかるとすれば、75%のものが完全に来ますので、それを認めさせる

ことがまず村としても、申請したからできるというものじゃないんです。はっきりいうと、こういうものは、ちゃんと誠意を持って町づくり計画とかそういうものをちゃんとして、そうじゃなければ認めません。ということを順次、松井議員がおっしゃるとおりに、私は道筋は今、はっきり言うと半分ぐらいです。だけれども、これは必ず道筋はつけて、村でそれをつくっていきたいと。

そのほかのことについても、土壌オリンピックとかそういうものについても、講演とかそういうのをしております。間違えないようによろしく願いをいたします。

○副議長（高田清一君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） よろしくお願ひします。

1分になりましたので、第6次総合計画等含めて、村長として重視する事項はあろうかと思うんですけれども、これ私の願望ですけれども、要は、村として、村長として、危機管理能力、危機管理、これについては十分残り1年、頑張っていたきたいなど。日大の暴力事件、神戸市の、例えば自殺された方の中学3年生の遺書を隠す、これはなぜかという、基本的にはダメージコントロールというのが働くそうです。ダメージコントロールというのは誰もが持っているんです。隠そうとする気持ちなんです。そうじゃなくて、やっぱり危機管理というのは、自分の良心に従って全部さらけ出す。これが基本だそうです。これをやっぱり1年、含めて危機管理、榛東村のガバナンスを確実に確立していただきたい、このように思います。

これをもって終わります。

○副議長（高田清一君） 以上で松井保夫議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩といたします。開会を10時55分といたします。

午前10時35分休憩

午前10時55分再開

○副議長（高田清一君） 会議を再開いたします。

質問順位2番村上慎一議員の一般質問を許可いたします。

4番村上慎一議員。

〔4番 村上慎一君登壇〕

○4番（村上慎一君） 皆さん、こんにちは。

多分、去年の今回だと思っただけですが、初めて議員になりまして、初めて一般質問したとき、榛東村広馬場18区から来ました村上慎一ですと挨拶をしたんだと思います。なぜかといいますと、傍聴席の方を見ても、ほとんど知っている方もいらっしやなくて、今思えば、去年の今回の一般質問のときには、家族にも選対の方にも、誰にも一般質問をしますということも告げずに、この議会が終わってから何人かの議員の人に、慎ちゃんは誰にも言わなかったんかいとか言われて、言うんかなと

か、それすらもわからずにこの壇上へ立って、よく覚えていませんけれども、何かしら一般質問させていただいたことを記憶しています。

いろいろ、世間では余りいいニュースがないんですけれども、我が榛東村においては4月に、先ほど村長言われましたように、自分と同年の定年退職を迎えて退職された5人の方のかわりに、かなり年齢を若くした課長さんたちが新しく執行側に加わっていただきました。多分新しいいろんな意見、考えを持って榛東村の行政のために活躍してくれるんだと思って、すごく期待をしています。

それと、先月、臨時議会がありまして、阿佐見教育長が全員一致で、それも挙手じゃなくて、初めて起立という方法で賛成をさせていただいて、みごとまた再任をしていただきました。ここだけの話なんですけれども、私、教育長のファンでして、学校の英語に対する取り組みだとか、この間、文教厚生常任委員会で内田洋行さんに視察も行きましたけれども、群馬県担当の方に聞くと、お忍びかどうかわかりませんが、阿佐見教育長も来ましたと言っていました。影になり日向になり、村の教育のために尽力をしてくれますし、また、公的な発達障害の子どもたちのためにも手厚く気を回してくれますので、またこの3年間、榛東村の子どもたち、教育に対してはひと安心なのかなと自分では思っています。

先ほど言ったように、いろんな方から、もう慎ちゃんなれたかいとか、なれましたかと質問を受けるんですけれども、一向になれません。いつも一般質問が終わって、果たして何を言ったんだかというのは、自分で書いたものを確認したぐらいで、なかなか記憶に残らないぐらい緊張の時間で50分を終えているんですけれども、自分の考えとして、政治を勉強して議員になったわけではなくて、去年の立候補の際も、政治理念ですとか議員の活動方針とか何もなくて、いろんな言葉のやりとりの中から立候補という選択肢を持ってここにいることになったんですけれども、ここに来るようになってから、自分でもびっくりするぐらいにちょっとストイックな気持ちになって、いろんなことを勉強しないと応援してくれた人に顔を合わせられないかなと思って、去年は4回、議会事務局でときどき配付してくれる地方議会議員の結集会、池袋であるんですけれども、忙しい時間の合間を縫って、4回参加してきました。

ことは4月に1回参加して、なるべく自分が追い求めているテーマに沿った講師の方と仕事の合間のタイミングでマッチングしたときに、ときどき池袋へ行って勉強してくるわけなんですけれども、当初、議員になるきっかけになった意見というか言葉の中で、うちの選対の3人からは、基本的には議員という仕事は民意の反映だと、住民の意見を村に伝える役目をできるのが議員だと。

私は常々、1回目から執行側の方にも申し上げているように、この村をよくしようという考えは、議員も執行側も村民の方も全部同じです。だから、追い求めていることは全て同じですよ。ちょっと立場が違って、村の方に許認可を与えたり制度を教えたりできる執行側の方と、議員側とすれば、その執行側のお金の使い方とか施策が果たして村民の言っているとおりになっているかどうかのチェックを持つ機能もありますし、また村民の方は、私たち議員に対してちゃんと仕事をしているのかど

うかということでもいつも見守っていただけます。

できれば、常に住民の方からのテーマを質問したいわけなんですけれども、なかなか直接、慎ちゃん、これとこれとこれをちょっと一般質問してくれよというテーマが全部出そろわないわけなんですけれども、今回もいつもどおり3点、一般質問したいと思っているんですけれども、1つが学童保育の保育時間、先ほどからいろいろ話が出ている地方創生の時代に入って、日本は人口減少で世界の類を見ないとんでもない減少効果で、これは昨年、「未来の年表」という本を読んで、ちょっと勉強して怖いなと思ったんですけれども、つい最近、「未来の年表2」というのがまた出まして、またちょっと忙しい合間に買って読ませてもらったんですけれども、また怖くなりました。

これは、単純にこうなるという予測でなくて、これが今、毎日毎日自分たちの身の周りに起きている現象を言いあらわしているのです、とんでもない人口減少の状態の中で、多分、日本中の自治体がうまく縮んでいく努力をするしかないんだろうと思っています。

学童保育の保育時間と、2番目が村内公共施設の民間とか商業施設、あとパイを広げて耕作放棄地等、積極的な連携や活用をして、村外からの来場者をふやせないかという漠然とした質問なんですけれども、先ほどのふるさと創生と同じだと思います。なるべく転入者がふえればいいんでしょうけれども、奪い合いの状態になりますので、できれば村にかかわり住民がふえれば、私はそれでいいのかなと思っています。

それともう一点、地域発電ですね。榛東村には、白子ソーラーパワーという発電施設がありますので、今、原発でいろいろ問題になっていますけれども、再生可能エネルギーの1つが村内で所有していますから、その有効活用を質問したいと思います。

先ほど言ったように、新しく5名の課長さんが参入されて、村長のほうからは優しく質問をするようにという心温まる課長さんに対する意見がありましたので、私はそれを見習って、質問は優しくしたいと心がけて、以降、自席に戻って質問に移りたいと思います。

○副議長（高田清一君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） まず、1番目なんですけれども、これは住民の方から意見がありまして、村では、小学生でも学童保育に通うことができます。ただ、この間、ちょっと幼稚園とか行って勉強させてもらった中で、幼稚園、保育園は何だか7時台とかに子どもを預けることができます。ただ、それが小学生に上がってしまうと、1年生の壁があつて、学童保育、夏休みとか土曜日、学校が休みのとき、預けられるのが8時からという規則になっています。

村で募集していた学童保育のご案内というやつもちょっと見たんですけれども、皆さんご存じのように、榛東村は前橋、高崎等々近郊都市のベッドタウンでして、村外へ働きに出ている方が多くいます。その中には女性もかなりいらっちゃって、夏休み長期にわたって勤務するとき、8時からとなりますと、通常、民間の会社の始業が大体8時からというところが多いものですから、フルタイムで働

けなくなってしまうと、そうなると、村長掲げる住みよい安心で安全で子どもに優しい榛東村なんです。お母さんとすれば、例えば小学生に上がったばかりの1年生の子をまさか学童保育まで歩いていきなさいともなかなか言えないので、何とかして、たとえ30分でも預かってくれる学童保育の時間を変更していただけないかという意見がありましたので、それを質問します。よろしくをお願いします。

○副議長（高田清一君） 山本住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 学童保育についてなんですけれども、土曜日や夏休み等の長期休校期間の学童保育については、受け入れ時間を早くしてほしいというお話は以前にも聞いております。

現在、先ほど村上議員もおっしゃったとおり、村の学童保育の開始時間は午前8時からということで、指定管理受託業者と契約をしています。3年の指定管理委託期間が今年度で終了いたしますので、平成31年度からの指定管理委託業者選定を今年度に行います。利用者の利便性を考慮した学童保育となるよう選定委員会に諮ってまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（高田清一君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） ありがとうございます。

今、村内の学童保育の運営が指定管理者に任せて、来年度の切りかえ時期に時間の変更をしていただけということなんですけれども、幼稚園で園長先生と話をさせてもらったときに、働く方がかなり大変だと。南幼稚園で園長先生に聞いたときには、南小の前にあるところで、土曜日、1人の男性、若い職員が朝から晩まで見ていると。ですから、園長先生が懸念されたのは、果たして人が見つかるんでしょうかという疑問を逆に投げかけられました。

それで、村の総合戦略、それを見ている中で、子どもの教育に対しても、地域で育てようという言葉がありました。私が思うには、先ほど通学路見守り隊という話もありましたけれども、夏休み長期にわたって資格を持った方が、例えば7時半からとか7時から8時の間に何か教育をしなくてもいいんじゃないかと思っています。子どもたちも本来いろんな情報を見ても、本当は行きたくない子どももいるみたいです。近所の子どもたちと本当は遊んでいたい。だけれども、うちはお母さんに車に乗せられて、毎日夏休みだけれども、学校へ行くんだという感覚を持っている子も、いろんな考えはありますけれども、いるんだと思うんですけれども、そこで、地域の見守り隊と同じように、例えばボランティアの方に、近所の人たちに学童保育の場所で出迎えをしていただいて、始業する8時までとすれば、費用がかかるかどうかはわかりませんが、気心の、昔のように近所のおじさん、おばさんが受け入れてくれて、お母さんは先生がいなくても近所のおじさん、おばさんに預けて30分間、おじさん、おばさんからいろんな昔話とかしながら時間を潰すことができれば、指定管理者の負担もなくなるでしょうし、以前から村長言っているように、榛東村は人がいいんだから、人

が集まると、その人のよさと共助の力を持った村民の人たちの力をおかりして、もし受け入れ時間を早めることができれば、指定管理者に負担を全部乗せることなく、子どもたちも安心して学童保育に行けると思うんですけれども、そんな考えは、村長、いかがですか。

○副議長（高田清一君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 村上議員のおっしゃるとおり、いろいろな提言もされました。これは本当に議会との、行政でもやっぱり気づかない点じゃないかなというように思っております。かといって、これをするためにボランティアの方たちを募集したときに、そういうことが完全にできるかどうか、それと、たしか学童保育についても何人とかそういうので、やっぱり何人いなければならないとか、そういう制約もあるかと思えます。何ととっても、総合計画とかそういうものについても、行政だけではできない、本当に村民あるいは地域の人たちに協力して一緒に働くというんですか、協働と私言っていますけれども、協働の精神の中でやっていかなければできないことがいろいろあるかと思えます。その中には見守り隊ですか、そういうこともいろいろあります。

そういうことも含めて、先ほど住民生活課長のほうから話がありましたけれども、それを来年の指定管理者とか、そういう中においてそれが検討できるかどうか、検討の材料にさせてもらいたいというように思います。

○副議長（高田清一君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 課長、来年、指定管理者の更新の時期に、受け入れ時間の30分ぐらい短縮というのは織り込んでいただけるということでよろしいですか。

○副議長（高田清一君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 山本正子君発言〕

○住民生活課長（山本正子君） 先ほども申しましたけれども、今年度、指定管理者委託業者選定委員会を行います。その中にそのことも盛り込んで、会議を進めていただきたいと思います。

以上です。

○副議長（高田清一君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） ありがとうございます。

多分、18区でも、かなり上のほうに振興住宅地で若い世代の家族が移住してくれました。当然、若い夫婦ですから子どもも小さく、ただ、何度も言うように、榛東村は人がよくて、住みやすく安全・安心で、また教育面も、村でありながら他町村とはちょっと抜けたぐらいにいろんな施策で恵まれていると。ぜひそういう人たちが榛東村で子どもを育てたい、教育をさせたいということで人口がふえれば、先ほど言って話したことと重複しますが、人口の奪い合いではありませんが、村に興味を

持って住んでくれる方がふえることは榛東村に対してはプラスなわけなので、ぜひともその面もよろしくお願ひしたいと思います。

かわりまして、2番目の村内公共施設や民間の商業施設、耕作放棄地等積極的な連携や活用による来村者の増加を図りたい。言葉が回りくどいんですけども、先ほど言ったように、榛東村は村です。もうどう転んでも都市にはなりません。高校ありませんし、大学ありません。ですから、皆さんが認知しているように、榛東村は環境豊かで住みやすく、子どもを育てるところには最適な地域ということ売りにして、子どもたちが大学へ巣立っていくまでは、何とか榛東村へ移住者をふやして人口増加を図れば、榛東村とすれば幸いです。

それと、常々自分が考えているのは、先ほども言ったように、もう日本全体が急激な人口減少があって、もう100年減り続けます。どういうふうに頑張ってもふえるすべはありません。これはもう今、一般的に農家の人がきょうはいい天気だなという挨拶と同じぐらいに、もう少子高齢化、人口減少というのは老若男女が普通に言っているんですけども、これは普通に受けとめては本当は怖い現象で、もう日本は自分が思うには、半分は壊れたという感覚を持っています。

でも、そんな中でも、自治体は賢くいろんな施策を打ち出しながら実行して、住みやすく安心な自治体でいなくてはならないわけなんですけれども、先ほど言った公共施設や民間の商業振興、耕作放棄地、もう何でもありみたいなことを言っているんですけども、先ほど梶井議員が空き家対策の質問をされていましたが、マイナスの点を逆にプラスに考えれば、先ほど冒頭言ったように、榛東村は村ですから、町ぶったって誰も来てくれません。村のよさというのを都会の人にアピールする、村外の人にアピールして、例えば週末には何かのイベントがあって30人榛東村に来てくれるとか、波多野議員とはときどき話したんですけども、走る大会を催して、そのときには全国から50人集まってくれるとか、思い出しましたけれども、去年は5月、臨時の議会広報が出て、16期の皆さんが抱負を語ったんですけども、私だけ変な抱負で、先日ハルヒルの試走に行ってきましたということから始まったんですね。苦しい思いで坂を上がっていると、下ってくるライダーがこんにちとはと、大体笑顔で声をかけてくれるんですけども、苦しいときに優しくしてもらえると、こんなありがたいことはなくて、そう思うと、この間も大会にまた出場して、何と成績は201位で誇れるものではなかったんですけども、何か頭の中に思い浮かべながら、足をつくことなくゴールができましたけれども、いろんなことで村内にかかわる人をふやして、その時間帯、曜日、その月には榛東村の人口が50人ふえるとか、この月になったら2,000人ふえたとか、そういういったことがいろんな施策で皆さん知恵を出し合って実行できれば、同じこの榛東村なのに、いつの間にか何か活気があるとか、そんなことが図れればと思いますので質問するんですけども、ふるさと住民票の活用による榛東村にかかわる村外住民をふやしたいというのが1番目にあるんですけども、これ、構想日本というシンクタンクが打ち出したんですけども、群馬県でも太田市の清水市長さんとか、下仁田町の金井町長さんが共同の呼びかけ人となって、この会を立ち上げました。

思いは同じで、住んでいなくても、地元にかかわってくれる住民をふやしたいという思いです。ひとつ余り聞きなれないんですけども、ふるさと住民票の活用で、村内にかかわる人口をふやすことができないでしょうか。課長、お願いします。

○副議長（高田清一君） 早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 今、議員ご質問のふるさと住民票ですが、民間のシンクタンク構想日本、これが提案する制度でありまして、自治体の出身者、それからふるさと納税を行っていただいた方、この方々にふるさと住民票を発行いたしまして、広報などの発送、それからパブリックコメントへの参加、公共施設の住民料金、住民対応での利用、それから、祭りや伝統行事への案内、これらなどを行うことによりまして、その方と自治体とのつながりを築きまして、まちづくり、むらづくりの参加を促す制度の1つと認識しております。

議員おっしゃるとおり、この制度の共同呼びかけ人といたしまして、群馬県内では太田市長、それから下仁田町長が名を連ねておりますので、両市長や既に導入している他の自治体、こちらの例を参考に、制度やそれから効果などを検証いたしまして、本村に人を呼び込む施策に今後も取り組んでまいりたいと、そのように考えます。

以上です。

○副議長（高田清一君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） ありがとうございます。いっぱい勉強したみたいでよかったです。

2番の榛東村も、例えば甘楽町とか長野原町のようにクライנגルテンというシステムがあるんですけども、そこまで行けるかどうかかわからないんですけども、耕作放棄地の利用として、そんな方法も考えて、これも先ほどと同じ、村外者を村に呼び込めないかと思っているんですけども、いかがでしょうか。

○副議長（高田清一君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 先ほどご質問のクライングルテンと呼ばれております、日本語といいますか漢字でいいますと、滞在型の市民農園でございますが、都市農山村漁村交流活性化機構というものがございまして、そちらの資料によりますれば、1990年代初めに長野県などで開設され、その後全国に広がりまして、現在では70を超える市民農園のほうが開設され、公設民営のものが多いうふうにあります。

運営主体といたしましては、市町村以外では農業協同組合、農業生産法人、地域の生産者組合、NPO法人等が担っております。施設面では、全国平均といたしまして、1区画が農園面積が100平方メートル、それからドイツ語でラウベと呼ばれているんですが、宿泊もできる休憩施設、これは全国

平均で42平方メートルが併設されておりまして、年間の利用料金、これが宿泊施設の光熱水費を除きまして約40万円ほどということになっております。利用に際しましては、地域住民との積極的な交流、それから年間活動プログラムへの参加、公益部分への共同作業への参加、こちらなどが利用要件として定められております。

なお、この区画は、1区画、2区画と点在しているのではなく、ある程度まとまった区画数で構成されているものがほとんどでございます。まとめて構成されているために、小型耕運機や刈り払い機、これらの農業用機械の共同利用、それから農作業の指導・助言を行ってくれる方の確保、それから農作業の受託、これらのサポート体制を整えることで、地域との交流もできるものだと考えております。

議員が例として挙げられました長野原町と甘楽町、こちらの滞在型市民農園、クライנגルテンですが、長野原町につきましては、ハツ場ダム、これによりまして、人口が減少した地域、こちらの交流人口をふやそうと下流都県からの基金、これを財源として整備されております。甘楽町では、栽培講習、それから収穫感謝祭、農園づくりコンテストなどを行うことで、地域での、それから利用者同士、オーナー同士での交流を深めております。

このクライングルテン、滞在型市民農園でございますが、これを開設するためには、先ほど申し上げました農園、それから宿泊施設等のハード面の整備はもとより、作業の受託やボランティアでの協力、それら来てよかったと思ってもらえる受け入れサポート体制を整えることが継続的に事業を進めていく上で重要と考えておりまして、事業化のハードルは少し高いと感じております。

○副議長（高田清一君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） 同じ県内でもそういった実施例がありまして、なかなか行政だけの行動では難しかったり、先ほど村長も言われましたけれども、協働で皆さん力を合わせて取り組んでいけば、耕作放棄地は何もやらなければふえる一方です。

先ほど課長が言われたように、私が考えているのは、耕作放棄地を使っただいて、先ほど、建設課長が答弁しましたけれども、空き家なんですけれども、これをクライングルテンの宿泊施設に利用ができれば一石二鳥なんという、うまいことを考えているんですけれども、それと関連して、3番目の空き家対策として、村外来場者をふやせないかというのがあったんですけれども、きのうネットの中で、南牧村、日本一高齢化率が高い、人口が1,911人しかいない村が空き家対策として取り組んでいまして、インターネットを見ると、不動産屋のホームページに行っちゃったんじゃないかというぐらい古民家の写真、中の写真と成約済みとか交渉中とか、そんなことまでやっていて、積極的に人口減少に対して施策を実行している例がありました。

とすれば、先ほど榎井議員の中からも、空き家対策でいろんな法律があったりとか条例等々で厳しいんでしょうけれども、南牧村は、南牧山村ぐらし支援協議会というのを立ち上げて、執行側の方が

村民に積極的に声をかけて、どんなに古い家でも片づいていなくても、それを掃除をしたりとか、1回だけ借りてくれるとか、条件がいろいろありますからということで、かなりの件数が賃貸と売却で成約となっています。

榛東村も単純に誰かこの家をリフォームして使ってくれませんかと言っても、その情報がなかなかつかめないで、南牧村のホームページに写真つきで上げるなんていうのがすごい効果的だと思います。だから、もしできるのであれば、榛東村は、先ほど課長の説明で、101件の空き家があるわけですから、その地主さんと確認をとって、例えば賃貸、売却、取り壊し、その意思確認をすれば、その空き家の今後の扱い方が決まるので、大変だとは思いますが、その101件を確認していただいて実行していただければ、空き家もなくなって、防犯上もよくなりますし、もしかすれば、後々クラインガルテンのように農地も一緒に借りて、幸い村は県外の姉妹都市とか防災協定都市があります。大井町は見ていたら、もう実際アグリメディアという機関を使って、農業の取り組みをもう実行していました。何度も言うように、榛東村は村です。間違っても都会にはなりませんから、村のよさを外部へ発信して、かかわる住民がふやせればと思っています。

2番は終わって、3番目、地域発電の活用についてということについて質問させていただきます。

まず1番に、白子の海ソーラーのFIT終了後の利用計画はどうなっていますか。

○副議長（高田清一君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 榛東村太陽光発電所は、株式会社白子と20年間の借地契約を行った7,100平米の土地に建設されており、この契約終了時に、撤去した上で返還する予定となっております。この撤去費用として見込まれる金額の積み立ては現在行っております。また、パワーコンディショナーなどの主要な発電用機械の耐用年数が10年であり、発電所を安定して稼働させるためには、設置当時の見積もりで2,400万円の機械購入費や年額約210万円のメンテナンス費用、また借地契約の継続交渉と地代の支払いが必要になることも撤去とする理由となっております。

以上です。

○副議長（高田清一君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） ありがとうございます。

そうすると、当初設置したとき、村の広報に出たんでしょうけれども、FITとしての活用とあわせて、あそこの施設は非常用電源として、危機管理太陽光発電所として経産省からも認定を受けているという表現をされていました。そうすると、あの太陽光発電で賄える電気容量はどのくらいでしょうか。

○副議長（高田清一君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 自立発電所の運営が認定された施設で供給可能な、そんな施設の電気容量は、榛東村太陽光発電所に併設される危機管理太陽光発電所の発電容量8.82キロワットで、ほかの施設で利用可能な電源ではありません。ポータブルな蓄電池を2台設置しており、設置している32型のテレビを約10時間程度利用できるという蓄電能力となっております。

以上です。

○副議長（高田清一君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） あの大きなモジュラーをもって、大容量の発電量があると思うんですけども、今、いろんなところで地域発電とか、3日前の日経か何かにも、行政が一緒になって地元で電気をつくって、地元で使うということの取り組みが盛んなようです。

榛東村には、もう既存の事実として白子のところに太陽光発電がありますので、これを例えば、今借りているわけですから、用地の賃借料等、メンテナンス費用とかパワコンとか、かかる費用ですね。それと比較して、今度は村で使える年間の発電容量を電気料金にかえたとき、ぜひ試算をしてみて、プラスになるようでしたら、国からの方向で低炭素化ということも義務づけられていますけれども、何度も言いますように、あそこに発電所がもうありますので、20年の契約終了後に解体して更地で返却ということのようなんですけれども、もしそれがプラスになるのであれば、ぜひ再度契約を変更して村のために使えれば、災害時にも、今、課長に聞いたように、電気1台と電話1台ですか。テレビ1台と携帯電話の充電が3つじゃなくて、あの大きい容量を持っていれば、それを電源を変えることによれば、もう公共施設の電気がつくとか、電線網の電源をつなげば、各行政区の公会堂の電気がつくとか、そんなことは簡単にできることなので、ただ、費用がそこでプラスになるかマイナスになるかということとは重要なことなので、そこら辺はお考えでしょうか。

○副議長（高田清一君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 平成29年度の賃借料は約171万で、太陽光発電所の発電実績値が65万6,232キロワットアワー、売電収入としては約2,835万円あります。この実績値は、一般家庭約221軒分の年間消費電力量と同等です。また、災害時一番大事な榛東村役場、役場庁舎の年間消費電力量と比較すると、発電量は上回っております。

買い取り制度後に発電を継続し、10年間庁舎電力として使用する場合には、たくさんの必要な経費がかかってきます。例えば、パワーコンディショナー、またメンテナンス費用、土地の賃借料、あと、夜間、役場がついたり消えたりは困りますので、安定した電力を蓄電するために、蓄電池設置費用という莫大な費用がかかっています。この蓄電池、村上議員もご存じでしょうが、今のところ1キロワット当たり20万円というリチウム電池が主流となっておりまして、役場を安定させるためには相当金額が来てしまいます。計算等、今ざっとしてはいますけれども、庁舎の発電量に対して支払っている金

額が超えてしまうことが今のところ見込まれておりますので、もう少し検討させてください。

以上です。

○副議長（高田清一君） 4番。

〔4番 村上慎一君発言〕

○4番（村上慎一君） ありがとうございます。

蓄電池とかパソコンの価格も、年々技術開発を伴って、価格が下がっていますので、FIT終了の前にぜひもう一度試算していただいて、何度も言いますように、これだけ大容量の発電所を持っているわけですから、あとは維持管理費との兼ね合いになってしまうんですけども、もしプラスになるようでしたら、ぜひ有効活用していただければと思います。

時間が8分余ったので、別に次、意見はないんですけども、先ほど村長言われたように、5名の新しい課長さんが今度加わっていただきまして、多分若い人の意見というのは、今までになかったような発想とか行動に移せると思いますので、大いに私は期待をします。

議員側も一生懸命それに応えるべく、日夜勉強しながら、1回目から申し上げるように、両輪というか執行側と議会側、村民を含めてこの三輪車はいつも同じ方向を向いています。みんなが幸せで安全に暮らせる榛東むらづくりのために、同じことを考えて、ただ、座っている位置が違ったり、ちょっと体制が違うだけで、村長言われたように、協働して村をよくしていければと、こちら議員側も全員思っていますので、何度も言いますが、5人の課長さんには大いに期待しますので、かといって、今までの課長さんに期待しないわけではないですよ。ぜひ活躍を健闘、お祈りしながら質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○副議長（高田清一君） 以上で村上慎一議員の一般質問を終了いたします。

ここで昼食休憩といたします。開会を午後1時といたします。よろしくお祈りいたします。

午前11時39分休憩

午後1時再開

○副議長（高田清一君） 会議を再開いたします。

質問順位3番川田敏彦議員の一般質問を許可いたします。

5番川田敏彦議員。

〔5番 川田敏彦君登壇〕

○5番（川田敏彦君） 5番、日本共産党、川田敏彦です。

きょうの一般質問は、茅野遺跡から出た重要文化財の展示されている耳飾り館と国指定の茅野遺跡について、それから2つ目にふるさと公園のことについて、それから3つ目に榛東村に搬入された鉄鋼スラグについて質問いたします。

午後の時間、お昼過ぎになりました。いい気持ちになってくるところだと思います。くれぐれも寝

ないようによろしくお願いいたします。

○副議長（高田清一君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 一般質問を始めます。

最初に、今、国会で文化財の保護法、それから教育基本行政法、略ですけども、この一部改正が行われています。これがちょうど私たちの榛東村にある重要文化財、史跡を改めて見直すいい機会だというふうに思います。今のこの文化財保護法と地方教育行政法の一部改正の要旨と内容をお願いします。

○副議長（高田清一君） 小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） ただいま川田議員から文化財保護法一部改正についての概要をとということで、ご説明をさせていただきます。

正式には、文化財保護法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律という名称になります。これは今国会で審議をされ6月1日に成立したもので、平成31年4月1日から施行されるということになったものでございます。

このたびの改正の趣旨でございますが、過疎化、少子高齢化等の社会状況の変化を背景に、各地の貴重な文化財の滅失、散逸などの防止が喫緊の課題となる中、これまで価値づけが明確でなかった未指定を含めた有形・無形の文化財をまちづくりに生かしつつ、文化財継承の担い手を確保し、地域社会総がかりで取り組んでいくことのできる体制づくりを整備するため、地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や地方文化財保護行政の推進力の強化を図るというようにされております。

先ほどご説明したとおり、6月1日に国会で成立したばかりの法律でございますので、実質まだこちらの教育委員会にも細かい内容の説明等はない状況ですので、文化庁のホームページに掲載された文言をもとにご説明をさせていただいております。ただいまの趣旨の説明も同様でございます。

内容についてでございます。

まず、文化財保護法の一部改正の主な内容についてですが、大きな柱立てとしては4つございます。

まず1つ目が、地域における文化財の総合的な保存・活用というものでございます。内容としては、都道府県が文化財の保存・活用に関する総合的な施策の大綱を策定することができるというのが一つ。また、それを受けて市町村がその大綱を勘案して、文化財の保存・活用に関する総合的な計画を市町村ごとに作成し、それを国に認定を申請できるというのが一つ。また、市町村は地域において文化財所有者の相談に応じたり、調査研究を行ったりする民間団体を文化財保護活用支援団体として指定することができるというのが1つ目の柱の内容になります。

2つ目の柱としては、個々の文化財の確実な継承に向けた保存・活用制度の見直しでございます。国指定等文化財の所有者または管理団体は保存・活用計画を作成して、国の認定を申請できること、

また、所有者にかわって文化財を保存・活用する管理責任者については選任できる要件を拡大して、高齢者等により所有者だけでは十分な保護が難しい場合の対応を図ることができるようになるということでございます。

3つ目の柱としては、地方における文化財保護行政に係る制度の見直しでございます。地方公共団体の長が文化財保護を担当する場合、当該地方公共団体には地方文化財保護審議会を必置というふうになりました。また、文化財の巡視や所有者への助言等を行う文化財保護指導員について、今までは都道府県に置いていたわけですが、市町村にも置くことができるようになったということでございます。

また、最近、文化財への落書き、いたずら等が社会問題ともなっている中、4つ目の柱としては、罰則の見直しというのが盛り込まれております。これは文化財の損壊や危機等に係る罰金刑の引き上げ等になっております。

また、文化財保護法の一部改正とあわせて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正も行われるわけですが、その内容につきましては、地方公共団体における文化財保護の事務は教育委員会の所管というふうにされておりますが、条例により地方公共団体の長が担当できるようにしたというのが今回の改正の中の大きな改正点であるということになっております。

今国会で成立したばかりなので、具体的な内容についてはこれから国や県からの説明があると思われれます。

以上でございます。

○副議長（高田清一君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） ありがとうございます。

今回の改定で文化を文化戦略にすると、経済における文化というような位置づけがありますので、また条例化するときにはいろいろなまた議論を呼ぶかというふうにも思います。

今回の国会で諮られて、議論がされて、改めて榛東村にある文化財、国重要の指定文化財の耳飾り館と国指定遺跡の茅野遺跡、これを改めて見直すいい機会になるというふうに思います。この前、耳飾り館と茅野遺跡に行ってきました。ちょうど幸運にも学芸員の方がいたんです。ちょうど学芸員の方が事細かく教えてくれましたので、この耳飾り館に飾ってある重要な出土品、その重要性とそれから価値こういうものを細かく教えてもらいました。また、あわせて茅野遺跡、縄文時代の私たちの祖先のいろんな暮らし、そういう話も聞かせてもらいました。

こういう重要な国指定の遺跡、それから出土品を展示した耳飾り館これがありまして、私、そこへ行って見て、一番最初に行ったときには駐車場にとめて、とめたと思ったらデイリーヤマザキだったんです。ちょっとわからなくて、あそこじゃないというので下のほうに行ってとめて、見て、ちょっと本当にこんな大事な耳飾り館、博物館ですよ、それにしてもちょっといろんな人が入りづらいな

というような印象を受けました。

それから、下の史跡のほうにも行ってみようと思ったんですけども、すぐわからなかったんです。学芸員の人に聞いたら看板がありますというので、行ってみたら確かに看板がありました。卯三郎こけしを過ぎたところにありました。あそこは何回も私も通っているんですけども、気がつかないんです。そういう点では、こういう重要な国指定の文化財これがありながら、またその史跡もありながら、それがそれ相応の扱いになっているんだらうかとそういうふうなのをちょっと印象で思いました。

それから、茅野公園に下って行って広場なんです、公園ということです。見たら看板がありまして、そこに掘っているときの写真、それから説明というのがありました。ああいうのが実際にもうちょっといっぱいあって、自分が今、立っているところの下でこういう水飲み場だとか、住居跡だとかそういうものがわかればもっと親しみやすく行けるなど、それから自分たちの誇りを生かせるなどというふうに思ったわけです。

これを今後、この活用という点では今どういうふうに計画をしているか、教えてください。

○副議長（高田清一君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） それでは、今、看板がわかりにくいというお話、あとは今後のアピールや活用というお話だったと思いますので、お答えをさせていただきたいと思います。

駐車場につきましては、今、川田議員さんのご指摘のとおり、大通りに面した形にはなってございませんが、とりあえず景観を損なわない程度に、駐車場はこちらという案内は表示はさせていただいておるところでございます。

また、村内、村外含めて耳飾り館を観光案内する掲示板は全てで8カ所設置をさせていただいております。村内に6カ所、吉岡に1カ所、渋川に1カ所、この辺はしんとう温泉やワイナリーやふるさと公園などと合わせた大型の案内看板となっております。

また、茅野遺跡のところがなかなかわかりにくいというのはご指摘のとおりだと思います。茅野遺跡の看板につきましては、西と、あと南の茅野遺跡入り口のところの案内看板のほかに、あとは3区のコミュニティセンターのところに看板があるかなというふうに思っております。

看板が例えばこの後、増設したとしても、茅野遺跡の場所そのものがわかりにくい状況であることはなかなか変わらない部分でございますので、今は耳飾り館にいらっしゃったお客さんが茅野遺跡に興味を持ってそちらに足を向けるという動線になっていることが多いのかなというふうに思っておりますので、耳飾り館で職員が直接地図をお渡しして、いろいろと行き方にしても、あるいは茅野遺跡の今までの歴史にしても丁寧にご説明をしようということになっております。

扱いがもう少しというお話がございましたけれども、耳飾り館の重要性は教育委員会も十分承知しているところで、アピールは今のできる中でしっかりやらせていただいているところでございます。

昨年度につきましては、耳飾り館のホームページを新たに開設したというのはこの議会でもご報告をさせていただいたと思います。そのホームページの中で茅野遺跡のこともあわせて丁寧に載っていますので、今は非常にネットが普及している社会ですので、そこは活用が非常に期待できる部分かなというふうに思っています。

また、以前から伊香保の観光協会を通してホテルへの耳飾り館の案内をさせていただいているところです。また、昨年度もFM群馬であったり、あるいは群馬テレビであったり耳飾り館を取り上げていただいた企画が何回かあったんですけども、メディアを通してのアピールもさせていただいております。

また、今年度については、吉岡町でこの4月、5月の間に花と緑のぐんまづくり2018が開催されたわけですが、本村の産業振興課とともに参加協力をさせていただいて、吉岡町で実施しているスタンプラリーのチェックポイントとして耳飾り館もそこでアピールの場として活用させていただいたというふうにしております。今のところ、概算ですけども、1,000人を超える方が吉岡町のその花と緑のスタンプラリーをきっかけに、榛東村の耳飾り館に来てくださったということが集計で出ておりますので、いろいろといいアピールもできたかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○副議長（高田清一君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） ありがとうございます。

質問ちょっと多くやり過ぎちゃったので、1つ飛ばさせてもらって、次に、茅野遺跡と耳飾り館の出土物の歴史的な遺産としての学術的価値から、特色はどうに生かされているのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

例えば耳飾り館は博物館ということになっています。博物館というのは収集したり、それから一般の人たちに見せたりというのとあわせて調査研究をするというのがあります。耳飾り館から茅野遺跡、調査研究というのは予算がどんなことをしてどんなふうに使われているか、簡単でもいいですけども、教えてください。

○副議長（高田清一君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 予算のことについてなんですけれども、耳飾り館、厳密には博物館類似施設というくくりになります。耳飾り館の学芸員が今、研究調査にも当たっているわけですが、耳飾り館全体の予算につきましては、維持管理費、運営費ともに毎年、必要十分な予算をつけていただいているというふうに思っております。

研究費という形での予算書上の明確な項立てとしては予算計上というのはなされているわけではございませんけれども、学芸員が県内の博物館や文化財担当者とそれらを対象とした会議や研修会に参

加して研修を互いに深めたり、他市町村と情報交換をしたりというところについては十分予算の中で対応させていただいておるところでございます。

以上です。

○副議長（高田清一君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） それで、村で学芸員がいるというのは榛東村だけのようなんですけども、これは積極的だと思います。学芸員が耳飾り館でこの前教えてもらって、研究室があって、収蔵庫があって、国で指定されたのは577点あって、それからそれ以外は収蔵庫にという話だったんですけども、学芸員が耳飾り館で常駐している人は何日ぐらいいられるんでしょうか。

○副議長（高田清一君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） ただいま学芸員は耳飾り館の業務と教育委員会事務局長としての業務を兼務という形になっております。全国的に見ても、学芸員が兼務をするというのは非常に珍しい話ではございませんので、よくある形式だと思っております。

耳飾り館に常駐をしている時間という意味でいいますと、そのときの例えば団体の予約が入っていると、学芸員が行ってしなければならない業務が発生しているという状況である場合には、そのときにシフトを組んで耳飾り館に行っているんですが、それ以外の状況のときであれば、教育委員会事務局長のところに席を置いて、職務に当たっていただいているということになります。

よって、1週間のうちに明確に何時間が耳飾り館にいてというような形でちょっとお答えはできないので、ご承知いただければと思います。

以上です。

○副議長（高田清一君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 今聞かせてもらって、学芸員の仕事とそれから教育委員の仕事というのがありました。この国の重要な文化財、国指定遺跡これの位置づけ、予算、体制など今状況を聞いたんですけども、これは果たしてそれが今の状況に応えられるのかというのがちょっと疑問があります。例えば文化庁が求めている発掘調査報告書とこれは出ているんでしょうか。

○副議長（高田清一君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 茅野遺跡にかかわる発掘調査のただいま発掘調査報告書のお話が出ましたけれども、発掘調査報告書につきましては、遺跡にかかわるもの、だから遺構編というものがまずは遺跡にかかわる内容なんですけれども、これは平成18年度に一たび完成をして文化庁に提出及び刊行を済ませております。

ただいま遺物編、これは出土品を中心としたものなんですけれども、それについての発掘調査報告書をまとめている作成中でございます。出土品の数が1万を超える数ということで、時間がかかっている状況ではございます。

以上です。

○副議長（高田清一君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 発掘調査報告書、私も中央公民館に行ってきたんです。遺構編がありました。これも3センチか4センチぐらい厚い報告書、遺構編とこれが出ていました。発掘調査報告書はなかったんです。聞いてみたら、先ほどの答えにあるように発掘調査報告書が出ていなかったんです。

この発掘調査報告書というのはどういうものかと、これはこれが基本的なデータになるわけなんです。これが577点の一つ一つをちゃんと写真撮ったり、図面を書いたり、それから記録をとることになるわけです。だから、それを見て、それが出て初めて教育研究の基礎データが出るということになると思います。そうすると、今、茅野遺跡から出た出土品があつて、これが耳飾り館に飾られてあるんだと、だけれども、それを研究するためのデータが出ていないということなんです。ですから、今、この前聞きましたら、國學院大學だとか青山学院大学の学生が来たりしているんですけども、基礎的なデータがない。つまり、それが無いものだから、学者もそれから日本のいろんな考古学関係の人も研究しようにも研究できないということになってしまうんです。文化庁はこれを早く出して下さいというのを優しく言っているんだと思うんですけども、きつい言い方はしていないんですけども、これが出ないと基礎的な資料をほかの人が見られないわけなんです。

文化庁が出した報告書の基準というのを見ましたら、こうにあつたんです。その遺跡を調査することになった経緯と当該調査の行政上、学術上の具体的な目的と意義とそれに応じた調査方法、そしてその結果得られた調査結果、そこから導かれる遺跡の評価、重要性、こういうのを全部書いて、一つ一つは写真と実測データと記載を書くんですけども、写真もこれは後世に残る学術データとして撮りなさいということなんです。そうすると、前から後ろから、上から下から、右から左から、模様から形状がわかるように撮るわけです。写真機そのものも撮影はしかるべき性能を備えた機材と適切な方法により行うところにあるんです。それから、製図を出すということなんです。一つ一つの出土品を観察して正確に測って、製図を出すわけです。それから、記載もいっぱいあるんです。今紹介している時間がなくなってしまったんですけども、こういうふうに書きなさいというのがいっぱいあるんです。

発掘調査報告書を出しているところに聞いてみたんです。そうしたら、577点ありますけれども、1点を出すのに1日か2日かかるでしょうと。専門員の学芸員または調査員がやっても、そのくらいかかるというんです。簡単にはできませんというんです。そうすると、耳飾り館で重要文化財に指定されたのは577点ありますから、今の学芸員または調査員の人の力をかりても、専門にそれだけやっ

でも、朝から夜までやっても2年からはかかるということになってしまうんです。だから、これを早く出すというんですか、求められているものを出すためには今の位置づけだとか予算だとか、それから体制でできるかどうか、これ質問なんですけれども。

○副議長（高田清一君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 先ほどの発掘調査報告書の件ですけれども、2部構成になっていて、1つが遺構編で、もう一つが遺物編ということで、1つの遺構編はもう完成していて、残り1つに今取りかかっている状況と。その中で先ほど耳飾り577点というお話がございましたけれども、それはもう作成は済ませてございます。重要文化財にのみ発掘調査報告書をつくるのではなく、出土したもの全てが対象となるので、点数が極めて多くなっています。その中でももう主だったものは作成が済みまして、今、こまごまとしたところに作業は取りかかっているところでございます。

とはいえ、学芸員の業務として、今、村の文化財のことについてもこの議会でも今、力を入れて教育委員会としては進めているというところもご報告させていただいたとおり、発掘調査報告書の作成以外の業務もまた重要でございます。ただ、今ご指摘のとおり、発掘調査報告書の業務についてもこちらで時間を計画的につくって、計画的に進められるようにしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○副議長（高田清一君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） これ文化庁からも求められて、実は期限もあるんです、何年以内に出しなさいというのが。それも出ていますので、早く出して、これ出すことによって初めて研究者にデータを与えるわけですから、これを早く出していただくよう要請をいたします。

それから、次に、榛東のふるさと公園の件で、これが新しい課長さんに本当に一言だけでいいんですけれども、榛東ふるさと公園の現状とこれからの活性の計画、本当に大まかでいいんですけれども、一言お願いします。

○副議長（高田清一君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） まず、ふるさと公園の現状といたしましては、ふるさと館が現在、民間事業者を活用してもらっており、ふるさと公園活性化の一助となっております。

また、旧農畜産物直売所に関しても、JAの撤退後にふるさと公園周辺施設活性化委員会の中で本当に議論を重ねまして、その結果、特定非営利活動法人山脈が6月1日、パン工房を開所いたしました。さらに、昨年度は議員さんの協力も得ながら、ふるさと公園ののり面の工事、またアリーナ駐車場と親水公園、そしてふるさと公園が一体とつながるようなスロープをつくって動線を確保できまし

た。

今後の活性化につきましては、まず6月1日オープンしたパン工房、これ障害者の就労支援施設です。そこで売店も備わっているため、そこにおいしいパンを買いに来るとお客さんが呼び込めるのではないかと考えております。公園については今まで議員さんたくさんの質問をしていただき、議論をしたわけですが、遊具のまずは本当に安全を確保しなければならないため、維持管理に努力していきたいと思っています。

簡単ではございますが、以上です。

○副議長（高田清一君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） ありがとうございます。

榛東ふるさと公園は、榛東村の村勢要覧にもありますけれども、榛東ふるさと公園は耳飾り館、しんとうワイナリーとともに村の観光ゾーンの中心的な存在とこうにあります。また、村の農産物の活用、地産地消、6次産業の拠点化とこうにありますので、本来の役割が果たせるように村のリーダーシップを期待します。

それから、次に、3問目なんですけれども、榛東村における搬入されたスラグについて、これをお聞きします。

榛東村にはこの前の2016年9月の広報にもありますように第3号計画道路、茅野公園駐車場、それから白子の海、それから創造の森の進入路、それからソフトバンクのソーラーパーク外周というところにこれは大同も認めた大同特殊鋼から排出された鉄鋼スラグがあつて、今それを撤去を求めているんな話し合いをしているところだというふうに思います。

1つは、まず本当に基本的なところなんですけれども、私たち榛東村の村民は全員が被害者だと思ふんです。これは村も被害者だし、民有地の人も被害者だし、そういう点で鉄鋼スラグというのは改めて確認なんですけれども、産業廃棄物処理法の2条の4から見て、また施行規則の2条の8から見てこれは産業廃棄物だと。ですから、施行令から見ても7条も3条も6条も見ても、あれは管理型最終処分場で処理されなければならない廃棄物なんだということなんです。一般の道路だとか埋土とかそれはもう違反ということになります。そこのところを確認なんですけれども、どう考えるでしょうか。

○副議長（高田清一君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 鉄鋼スラグの搬入に違法性はないのかというご質問でございます。

群馬県は大同特殊鋼渋川工場から排出された鉄鋼スラグを廃棄物として認定し、廃棄物処分の許可を受けていない関連業者等と取引を行ったとして、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に違反するということで刑事告発を行いました。が、嫌疑不十分とされております。

また、鉄鋼スラグを再生利用した再生路盤材等については廃棄物としての認定がなく、スラグ再生路盤材等を購入した建設業者は当該スラグの情勢等を知らされておらず、有責性は認められないということでした。

村としまして、県からはさまざまな法的な面も含めまして指導を仰いでおります。村として違法性を判断することは難しいことと考えております。

以上です。

○副議長（高田清一君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） それでは、違法性というのを村としては言えないということなんですか。合法だということなんですか。

○副議長（高田清一君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 村として先ほど申しましたように、違法性を判断するという事は非常に難しいことと考えております。

○副議長（高田清一君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 判断するのが難しいのはちょっと残念な答えなんですけれども、いろんなスラグが村内から発見されていて、村長の答弁でも、大同が認めていなくてもこれは大同しか考えられないという村長が答弁をしました。

ちなみに大同以外の鉄鋼スラグが運ばれたというのは聞いたことはあるんでしょうか。

○副議長（高田清一君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 大同以外の再生路盤材、そういうものが入ったということは確認はしておりません。

○副議長（高田清一君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 大同以外のなんなんですけれども、調べた人がいまして、川崎と東京にそういう工場があったということです。しかし、それも昭和51年には大同が吸収合併をして、実際の溶解部分というのは全て大同渋川工場に集中されたそうです。だもので、現在、鉄鋼スラグが見つかるのであれば、大同以外に考えられないというのがもう大体の一般的な判断になっているところです。

それから、次に、大同特殊鋼の渋川工場に対する対応についてお聞きしたいんですけれども、私たちはもうこれははっきり違法だというふうに思いますけれども、建設課が大同と定期協議を持っているとこれは大変重要なことだと思います。定期協議というのはどのくらいの範囲というんですか、期

間で行っているのでしょうか。

○副議長（高田清一君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 大同特殊鋼との協議でございますけれども、村も被害者という立場で、随時公共事業で入れられた確認されている5カ所について解決を図れるようにということで協議を行っております。協議についてはおおむね1カ月に1回ぐらいというような形で定期的ということではないですが、おおむね1カ月に1回程度の開催を行っております。

○副議長（高田清一君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 村は被害者ということではあるということ、それは結構なことだと思います。

村長が昨年の答弁の中で、村にある大同についてしっかりした態度をとることだと、言葉は悪くなるかもしれませんがということ、大同とも争いもしてもやっぱり言うべきことはちゃんとやうんだとそういう趣旨のことを言っています。それは本当に歓迎すべきことだというふうに思います。

これは村長はそれを指示したということなんです。村のほうも態度が甘いんじゃないかということ、私自身も怒りを感じまして、それを指示したところでございますとこうに言っているんですけども、これは強い態度で大同にも言っているのでしょうか。

○副議長（高田清一君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 我々、大同特殊鋼とは先ほど申しましたように定期的に協議を重ねております。その話し方というか、態度が強い口調とかそういうことに該当するかどうかというのはちょっとわからないですけども、引き続き早期解決を図れるよう個別に協議を重ねているということでございます。

○副議長（高田清一君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） しっかり協議をしてほしいというふうに思います。

それから、前回、前々回の質問で、民有地に対してのスラグの件も聞きました。これは2016年に山口宗一議員が取り上げまして、村長が答弁で民間の問題ですけども、これは民間とはいえ、村内にあるんだから十分な対応すると、それで大同との話の中にも持ち込んでいくということでございますというふうに答弁しています。この民有地のことについては大同に話しているのでしょうか。

○副議長（高田清一君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 定期的な協議の中で、民有地についてもお話はさせていただいており

ます。村としては早急に態度がはっきりしないところもございまして、その辺ははっきりした上で協議を誠実な対応を図るようというふうな話をしているところでございます。

以上です。

○副議長（高田清一君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 言葉はいろいろあるかと思いますが、言い方は、でも、ちゃんとこちらの立場を伝えるということも大事になってくるというふうに思います。

ここで前に民有地のことを取り上げたんですけれども、これは直接村有地ではありませんけれども、これは村民です。大同のラグが入っているところというのは、現在のところ村有地でも人は住んでいないところなんです。そこも六価クロムが出ているところ、これは創造の森は進入路は撤去しましたけれども、ほかのところもみんなフッ素が基準値以上出ているわけです。

それと同じようにこの民有地も大同の六価クロム、これは基準値にほぼ近い六価クロムが出たり、またはフッ素は基準値の10倍が出ている、それが民有地にもあるわけです。そこは人が住んでいるわけです。そこは一家6人が住んでいるわけです。そういう有害物質の上で30年の上、住んでいるわけです。これは建設課の人もそれから真塩村長も直接見に行ってくれて、これはひどいものだ、これは大同にもちゃんと言っていかなければならないと、公共のものと同じようにやってもらえるような手順を踏んで、努力したいと思いますというふうな回答してくれているわけです。この回答を本当評価するんですけれども、これが本当に村全体のもの、今の担当課は建設課ですので、私は今、建設課に言っているんですけれども、やっぱりこの姿勢が村全体のものになる必要があるというふうに思います。特にこのうちは家も変形しているわけだし、お年寄りもいるわけです。もしかあったときにとっさに逃げられないということもあるわけです。そういう点ではやっぱり村有地ではなくても、村民の安全を守るという立場で今まで以上に強く要請をしてほしいというふうに思います。

それから、検査結果というのがありまして、民有地の検査結果というのがありました。それと今問題になっている渋川市の広域処分場これがあるんですけれども、そこは大同が認めているんです。検査の値がこれ検査センターは信用できる自治体が出す検査機関なんですけれども、そこではカルシウムも二酸化ケイ素もフッ素も六価クロムもその民有地とほぼ同じ検査結果が出ているんです。ですから、ほぼもう大同のものだというふうなのはもう間違いないというところ出ています。ですから、この民有地、村長がモットーで村民みんなに安心をとこうに言っているわけです。これが本当に安心してこれから暮らせるかどうかということがあります。なので、これへの対応を今後どうするか、もっと強めなくていいのかというのをちょっとお聞きしたいと思います。これは村長さんお願いします。

○副議長（高田清一君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 川田議員のおっしゃるとおり、前々から私は村民の安全・安心を守るために

も公共施設だけじゃなく、民間のものについても強くやっていきたいということは言っているところ
でございます。これは前に山口議員からもそんな話がありました。これについても引き続きやってい
きたい。

そして、今まで5カ所か6カ所あったんですけれども、創造の森については手直しをさせてもらい
ました。あその道は六価クロムもあったわけです。そして、今進んでいるものは白子の海のところ
のフッ素関係を大分、大同特殊鋼のほうも軟化してまいりました。それと加えて、民間の土地につい
ても、私は公共の以外のものについても強くやっていく必要があるというようにこれからもやってい
きたい。

一番残念なのは榛名カントリー跡地にあるにもかかわらず、消してしまったと、こんなことがあっ
ていいものか、それがそのときに出ていけばその後は大分なくなったような気がします。それは私自
身もきょうマスコミがいるかもしれませんが、怒りを感じています。そういうことを直させる
ような、そうすれば民間のものについてもこれはもっと早く私たちは強くできたんじゃないかなと残
念に思っております。これから一生懸命やります。

○副議長（高田清一君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） 村長のそういう言葉を本当に期待をします。

私はこの間、2回質問をさせてもらって、それが本当に村全体のものになっているか、それから担
当課に徹底されているのかということ、ちょっとまだ距離があるかと思うんです。やっぱりこれは先ほ
ど聞きましたら、月に1回大同と話をしているということがありました。それを本当にこの村全体の
問題、それから被害の問題、それから被覆しているところもありますけれども、基本的にはあれはあ
そこに置いてはいけないものなんです。撤去してちゃんと処理しなければならないものなんです。こ
れは先ほどの茅野公園の駐車場にもまだあるわけです。これは粘り強く、それから早く担当課を通じ
て、担当課を通じなくてもいろんな力を入れて、やっぱり村の総意として大同に言っていく必要があ
るかというふうに思います。最後に、一言お願いしたいんですが。

○副議長（高田清一君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これは担当課に言わせるとかわいそうなので、私のほうから申し上げますけ
れども、川田議員とと思っていることは同じでございます。

さらに、つい最近もこの問題についてどうなっている、私はこういう考えであるということをはっ
きり担当課のほうにも話ししました。これは村民を守るための安全・安心のためにも強くやっていけ
と、そこで変なことが出ても私が責任を負うということを担当課のほうにも話をさせてもらいまし
た。川田議員おっしゃるとおり、これからもマスコミがいれば十分書いてもらって結構、私はそういう心
構えでやっているつもりです。よろしくをお願いします。

○副議長（高田清一君） 5番。

〔5番 川田敏彦君発言〕

○5番（川田敏彦君） その立場で村としても強く言うてもらいたいことを求めて、これで私の質問を終わらせていただきます。

○副議長（高田清一君） 以上で川田敏彦議員の一般質問を終了いたします。

ここで休憩いたします。

開会を午後2時10分といたします。

午後1時51分休憩

午後2時10分再開

○副議長（高田清一君） 会議を再開いたします。

質問順位4番清水健一議員の一般質問を許可いたします。

8番清水健一議員。

〔8番 清水健一君登壇〕

○8番（清水健一君） 皆さん、こんにちは。8番、公明党の清水健一でございます。

農家の経営安定策として収入保険制度が2019年度産の農産物から実施されます。収入保険制度導入の背景にあるのは、農家や関連団体から、自然災害による収量の減少は農業共済の対象になります。しかし、市況の変化で作物の価格が下落した場合は適用されないため対象品目も限られます。農業経営全体を見据えた支援策としては十分ではありませんでした。こうしたことから、2013年にまとめた農政改革の一環として導入を検討する方針を決定、2014年度に成立した改正担い手経営安定法の附則に、農産物収入の著しい変動が農業経営に及ぼす影響を緩和する施策のあり方について農業共済制度を含めて検討し、結果に基づいて必要な法制上の措置を講ずると規定されました。

農家の所得向上などを促す農業競争力強化プログラムの柱の一つに制度の仕組みを明記、改正農業災害補償法により制度の周知を進めています。村ではどのような対応をするのか、自席に戻り、お伺いいたします。

○副議長（高田清一君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 改正農業災害補償法の成立で、農家の安定経営を支える新たなセーフティネットとして収入保険制度が2019年度産から導入されることになりました。これによって自然災害による収入減のみならず、豊作に伴う農産物の価格下落など農業経営全体にかかわる収入減を補えるようになります。

そこで、お聞きいたします。

この制度の内容はどのようなものですか。教えてください。

○副議長（高田清一君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 収入保険制度について説明します。

農業経営者ごとの収入全体を対象とした総合的なセーフティーネットです。品目の枠にとらわれず、価格低下も含めた農業経営者ごとの収入減少を補填します。収入保険制度は先ほど議員も言いましたが、平成31年1月からスタートし、この対象は青色申告を行っている農業者、農業者といっても個人と法人両方ですが、対象となります。

以上です。

○副議長（高田清一君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 受け付ける窓口はこれほどどこになりますか。

○副議長（高田清一君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 窓口はNOSA I ぐんま渋川支所となります。

以上です。

○副議長（高田清一君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 今現在、榛東村の農家の軒数は何軒ありますか。

○副議長（高田清一君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 2015年農林業センサスによると、榛東村の総農家数は613戸となっております。

○副議長（高田清一君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） その中でこの制度を利用するのに青色申告が必要ということで、青色申告をしている現在、農家の軒数は何軒になりますか。

○副議長（高田清一君） 税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） 平成29年中の農業収入にかかわる所得税の確定申告件数は309件、そのうち82件が青色申告となっております。

以上です。

○副議長（高田清一君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 先ほど課長も話をされましたけれども、5年分の青色申告が必要ということで、特例として1年の実績でも加入できる特例があるということですが、例えば新規就農者の方が5年もたっていないけれども、加入したいといった場合はこれはできるのでしょうか。

○副議長（高田清一君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 5年未満でも直近1年の青色申告の実績があれば、加入することができます。ただし、その場合、保険方式の補償限度額の上限に制限がございます。

以上です。

○副議長（高田清一君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） この改正の周知方法として農業共済組合は今現在どのような周知をしていますか。また、現在、どのくらいの方に周知しているのでしょうか。

○副議長（高田清一君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 昨年から農事支部長会議やNOSA I主催の研修会等で周知をしております。また、6月にNOSA Iで作成する新しいチラシを役場窓口等、関係機関に置きたいと思っております。

○副議長（高田清一君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 村としても広報とかで取り上げて周知する必要があると思いますが、そういった計画はありますか。

○副議長（高田清一君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） ございます。7月号のしんとう広報に「農業経営収入保険が始まります」という題目で記事を掲載する予定でございます。

○副議長（高田清一君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） それでは、この保険収入制度、榛東村の農家の方にとってメリットはあるのでしょうか、お聞きいたします。

○副議長（高田清一君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 保険料については50%、積立金については75%の国の補助、負担がございます。積立金は自分のお金であり、補填に使われない限り、翌年に持ち越すことができます。

実際に農業者が用意すべき金額としまして、基準収入ですが、1,000万円の場合ですと掛け捨て部分の保険料が7万2,000円、掛け捨てでない積立金22万5,000円の計29万7,000円となっております。

以上です。

○副議長（高田清一君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 農業共済と収入保険の関係といますか、同時に2つは入れないというふうなことなんでしょうか。

○副議長（高田清一君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 清水議員の言うとおりでございます。国費の二重助成については、どちらか一方を選択しなければなりません。

○副議長（高田清一君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 先ほども窓口は渋川支所ということですが、そこに行けば無料相談や代行サービスなどをしてもらえると捉えていいんでしょうか。

○副議長（高田清一君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） N O S A I ぐんまの渋川支所で相談等は行っております。また、青色申告についてはJ Aのほうでサポートしております。

以上です。

○副議長（高田清一君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 村としても青色申告の勉強会とか、講習会などを持っていく計画等がありますか。持っていったほうがいいんじゃないかと考えますけれども。

○副議長（高田清一君） 岩田税務課長。

〔税務課長 岩田彦一君発言〕

○税務課長（岩田彦一君） では、お答えします。

まず、青色申告の条件としましては、農家が経営努力として財務諸表を作成した上で青色申告特別控除というのを受けることとなります。そういった控除を受ける中で、村としては公平・公正な観点で青色申告の作成のお手伝いというのは考えておりません。

以上です。

○副議長（高田清一君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） わかりました。

続きまして、次の質問に移ります。

就学援助の入学前支給について伺います。

就学援助は児童・生徒の家庭が生活保護を受給するなど経済的に困窮している場合、学用品や給食、修学旅行費などの一部を市区町村が支給し、国が2分の1を補助する制度です。子どもの貧困が問題になっており、6人に1人が貧困状態にあると言われており、現在、就学援助はそのために大きな助けとなっている制度であることは間違いないと思います。国の補助金交付要綱では、国庫補助の対象を小学校入学前を含まない児童または生徒の保護者としていたため、入学後の支給となっております。

そこで、本村の現状についてお伺いいたします。

現在、何人の子どもたちが就学援助を受けているのか、要保護と準要保護児童・生徒の人数をお伺いいたします。

○副議長（高田清一君） 小池教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 今、清水議員さんからご質問のあった件ですけれども、要保護というのは、国の生活保護法に規定する要保護者に対して榛東村教育委員会としてしている就学援助のことです。準要保護というのは、要保護の方に準ずる程度に経済的に困窮していると榛東村教育委員会が認めた者のことを準要保護というふうになってはいますが、要保護に関しては先ほど清水議員のおっしゃったとおり、国の2分の1の補助が出ておりますが、準要保護に関しては完全にこれは村の単独での補助ということになっております。それを踏まえて回答させていただきます。

29年度における要保護者また準要保護者の人数でございますが、要保護につきましては小学校にはおりませんでした。中学校には要保護は1名です。

次に、準要保護者ですが、小学校は47名、中学校では34名となっております。

以上です。

○副議長（高田清一君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 要保護と準要保護児童・生徒数の過去5年間の推移をお伺いいたします。

○副議長（高田清一君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 5年間ということですが、要保護の認定になった者につきましては、この5年間ゼロか1人かというところを推移してございます。

準要保護者につきましては、七十数人から八十数人ぐらいの間でこの5年間推移をしているところでございますが、ここ3年間はやや増加している状況でございます。

以上です。

○副議長（高田清一君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） それでは、現在、新入学児童生徒学用品費はいつの時点で支給していますか、お伺いいたします。また、支給額も幾らか教えていただければ、教えてください。

○副議長（高田清一君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 新入学児童生徒学用品費ということですが、今も申し上げたとおり就学援助費という大きなくりの中に新入学の児童の学用品費であったり、あと普通の学用品費であったり給食費、あとは修学旅行費、生徒会費、PTA会費などが含まれているんですが、その中の今ご質問のあった新入学児童生徒学用品費、これは小学1年生と中学1年生が対象になっているものですが、これは学校に入学後、保護者が教育委員会に申請し、教育委員会で支給要綱に基づいて審査を行って認定した者に対しては7月に支給をしております。

支給金額につきましては、国の基準額に基づきまして小学1年生の保護者に対しては4万600円、中学1年生の保護者に対しては4万7,400円支給をしております。

以上です。

○副議長（高田清一君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 多くの子どもたちが援助を受けて、学校で学んでいます。そこで、入学時に援助対象となった子どもたちについてですが、これまでは新入学時に必要なランドセルなどの学用品の費用については後日に支給される、榛東では7月ということだったんですけども、国の補助金要綱では、国庫補助の対象を小学校入学前は含まない児童または生徒の保護者としていたため、その費用は入学後の支給となっていました。つまり入学前にランドセル等の学用品を購入する費用は当面、保護者が苦労して捻出する必要があったわけです。

そこで、今般、文部科学省は公明党の主張もあり、その要保護児童生徒援助費補助金要綱を平成29年3月31日で改正をしました。援助を必要とする時期に速やかに支給が行えるよう中学校等だけでなく、小学校等についても入学する年度の開始前に市区町村から支給した新入学児童生徒学用品費等を国庫補助対象にできるよう、その支給対象にこれまでの児童・生徒から新たに就学予定者を加えました。この改正後、支給時期について今後の考え方をお聞かせください。

○副議長（高田清一君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 今、清水議員がおっしゃったとおり、入学前のお金の必要な時期に必要な額を支給というお考えは非常に納得のいく部分でもございますので、教育委員会として

も支給時期については今の状況を検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○副議長（高田清一君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） ありがとうございます。検討していただいて、そうなるようによろしく願いいたします。

続きまして、学用品の話させていただきます。

ランドセルなども高額になっており、保護者にとってはかなりの負担になると思います。京都のある市では、ランドセルの重量や交通安全の観点から通学といえばランドセルだけでなく、軽くて黄色いナイロン製のランリュックというご当地かばんをつくったところがあります。これは軽くて安全で、さらに安価で、教育現場の中でも貧困問題が課題になる中、注目されているものです。

このランリュックができた背景には、高価なランドセルが買えずにいじめに遭う児童がいたということから、これは昭和43年の話ですが、それから相談を受けた学校側が各関係各所と協議を重ねてきたそうです。当時は500グラムぐらい軽いバッグだったそうですけれども、今現在は670グラムから760グラムとこれも軽量で、交通安全にも役立つように道路標識をモチーフに黄色と黒とか赤とか紺の3色選べるそうです。値段も7,200円から8,960円ととても安価で、それでもなおかつリュックにもなるわけですから、遠足にも使えて用途が多様になるということです。今後、こういったことも検討してもらえたらと考えますが、いかがでしょうか。

○副議長（高田清一君） 教育委員会事務局長。

〔教育委員会事務局長 小池賢一君発言〕

○教育委員会事務局長（小池賢一君） 今、清水議員からランリュックのご提案をいただきました。今の小学校の状況についてお話をさせていただきます。

多くの公立の小学校と同様に、村内の小学校でもただいま通学かばんとしてはランドセルを推奨しているところでございます。しかし、ランリュックなどの背負いかばんをしてきた児童・生徒がいたとしても、学校はランドセルに買いかえてくださいというような指示はしてはおりません。教科書やノートを持ち運ぶことや両手を使って安全に通学できることなどランドセルと同じような機能を有しているかばんであれば、通学かばんとして問題ないというふうに学校は考えております。

もし例えば今のご提案のように、ランリュック当然今、背負ってきていただいても問題はないわけですけれども、全部、村内の学校のかばんを一つに統一にするということに関しましては、今のところ保護者の方々の中からでもそういった意見としてはこちらには届いていない状況でもございますので、またご提案いただいた件につきましては、今後の参考にさせていただければというふうに思っております。

以上です。

○副議長（高田清一君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 続きまして、障害者支援の充実についてお聞きします。

障害者差別解消法が施行され、当村においても村民への周知、障害者への合理的配慮に伴う庁舎内の環境整備や職員との意思疎通の向上を図っているところではありますが、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指す上で、自分とは違う誰かのことを思いやり理解すること、高齢者や障害者さまざまな方の目線で行動することは重要と考えます。対象になる人はこれからますますふえていくと思われまます。

当村の取り組みについてお聞きいたします。障害者差別解消法の施行後、ハード面ではどのような取り組みをしておりますか。

○副議長（高田清一君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 村での取り組みということでございますけれども、今お話ございました法律につきましては、平成25年6月に公布をされまして、公布の日の一部が施行、そして28年4月1日から全面施行されたというものでございます。

ハード面ということでのお尋ねですので、この村庁舎でございますけれども、障害者差別防止法施行前に建築設計されたものでございます。設計段階におきましては平成6年に制定されましたいわゆるハートビル法、高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建設の促進に関する法律の定めるところによりまして、1階床面の点字ブロック、各フロアにそれぞれ2カ所の多目的トイレが設置されているほか階段手すり部分、エレベーター操作部には点字表示を施してございます。障害者のもとより高齢者、あるいはベビーカー利用者等に十分配慮された建物となっております。

また、他の公共施設、教育施設等につきましても大規模改修時に合わせましてバリアフリー化を行っております。各区のコミュニティセンターにつきましても大規模改修の際にバリアフリーとしているという状況でございます。

○副議長（高田清一君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 今のはハード面で、次はソフト面での取り組みというのをお聞きいたします。

○副議長（高田清一君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） この法律が施行されまして、この法律第10条第1項の規定に基づきまして、村におきまして、榛東村における障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領を定め、昨年4月1日から施行されてございます。この要領におきましては、不当な差別的取り扱いの禁止や合理的配慮を提供することなどを職員に対し義務づけているほか、監督者の責務、相談体制の整

備等について定められてございます。

そして、この要綱の中で8条で、職員に対する必要な研修、啓発ということも義務づけが行われているところございまして、研修の内容、方法等について、今後引き続き検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（高田清一君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） この差別解消法について、村民への周知方法というのはどのようにしているか、教えてください。

○副議長（高田清一君） 安田健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 障害のある人への差別をなくすためには、まず、障害について知っていただくことが大切であるということから、障害について理解をし、その接し方やサポートの仕方などについてわかりやすく書かれているパンフレットを平成28年度から毎戸に回覧をさせていただいております。また、役場の窓口でも配布をしております。

また、本年3月に障害者計画を策定いたしました。この計画は障害のあるなしにかかわらず、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するための施策や事業を定めております。この内容につきまして、住民の方に理解していただくために計画の概要版を毎戸に配布して周知をしております。

また、もう一点なんです、聴覚障害について理解をしていただくために、その方たちのコミュニケーション手段である手話を学んでいただくために平成27年度から毎年、手話奉仕員養成講座を開催し、多くの人に学んでいただく場を設けております。

以上です。

○副議長（高田清一君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 先ほど総務課長のほうから職員に対して研修という話があったんですけども、この障害者差別解消法施行されて、行政に課せられた責任は大変大きいとえます。

そこで、職員に対して障害者平等研修を取り入れてはとえます。この障害者平等研修は障害者自身が進行役となって進める対話型の障害研修です。健常者だけではわからない気づきを得る研修になっております。こういった研修を取り入れてはとえますが、いかがでしょうか。

○副議長（高田清一君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 先ほどもお答え申し上げましたとおり、昨年度定めました要領に基づきまして職員に対する研修を実施することが義務づけられております。先ほども申し上げたところでご

ございますけれども、研修の内容、それから実施方法等については、ただいまいだきましてご提言も含めまして検討してまいりたいというふうに考えるところでございます。

○副議長（高田清一君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 次の質問に移ります。

発達障害者の支援についてお聞きいたします。

文部科学省により2012年に全国の公立小・中学校で5万人を対象にした調査結果で、発達障害の可能性があるとされた児童・生徒の割合は一クラスに約2人程度、6.5%のことです。これは特別支援学校等に通っている知的障害者は除いており、教員の見立てで、医師の診断を受けた割合ではありません。予想以上に発達障害児が多いことに驚きました。

平成17年4月、発達障害者支援法が施行されました。発達障害は近年まで社会の中で十分に知られていない障害で、支援体制も不十分なものでしたが、社会全体で理解し、支援を行っていくこととされました。この法律で、発達障害は、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するもの」と定義されています。また、集団行動が苦手、コミュニケーションがとりにくい、落ちつきがない、計算などが特に苦手とその特性は一人一人違います。原因は脳機能の不全とされていますが、詳細はまだ解明されていません。親の育て方や家庭環境、本人のわがまま、努力不足が原因ではありません。また、幾つかの特性をあわせ持つケースが多いことや問題となる特性は誰にでもあり得ることなのです。わかりにくいということが特徴です。

発達障害の基本的な特性は生涯にわたって継続しますが、本人や周囲が特性を理解し適切に対応することにより二次的な問題、例えば不登校、ひきこもり、非行、鬱、強迫症状等の精神症状などこれらの発生を防ぎ、学校、職場等の社会生活における適応能力が向上し、さらにはその能力を十分に発揮することも可能となります。家族も子どもの特性を知り、子どもの行動の意味がわかるようになるとおおらかな気持ちで育児ができるようになります。家族が安心すると子どもも変わります。どの子どもみずから発達していく力を持っています。その発達はゆっくりだったり、ほかの子とは違ったりするかもしれません。その個性を生かし、自立できるような適切な支援が必要です。

そこで、お聞きいたします。

発達障害児の早期発見のための取り組みをお聞かせください。

○副議長（高田清一君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 発達障害の中には先ほど議員がおっしゃったように、自閉症スペクトラムや学習障害や幾つかのものが含まれておりますが、まず、1歳6カ月健診その早い段階でわかるものとしましては自閉症スペクトラムの特徴を見ることができます。その健診におきまして、保健

師による問診に社会性の発達把握に有用性の高いアセスメントであり、その自閉症スペクトラムの特徴があるかをチェックする質問項目こちらをM-CHATといたしますが、M-CHATや発達特性を見るための行動観察を取り入れております。さらに、それに加え、医師の診察と必要に応じ健診内で心理相談員による個別相談や簡易な発達検査等を実施しております。

今後は2歳児健診、3歳児健診においても同様に行動観察等を取り入れて評価していく予定です。
以上です。

○副議長（高田清一君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 発達障害児の健診後のフォローアップの取り組み、5歳健診の取り組みについてお聞かせください。

○副議長（高田清一君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 健診後のフォローアップとしましては、毎月1回実施しております親子教室、つくしんぼクラブと命名しておりますが、この教室や心理相談員や保健師による個別相談、また児童相談所などの関係機関につなげ、健診の一場面だけでなく、継続的にお子さんと保護者の支援を実施しております。

また、5歳児健診ということですが、こちらは榛東村では年中児の時期に園ごとに実施しておりますが、こちらは保護者が記入する子どもの行動スクリーニングのための質問項目の結果と集団生活を行う上で認められる行動特性を把握するための行動観察を実施し、保護者及び村内各園と結果を共有して就学に向けて支援をしております。具体的には、心理相談や保健師による個別相談や必要に応じて教育委員会や児童相談所、医療機関等の関係機関へつなげ、支援をしております。

○副議長（高田清一君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 療育支援の取り組みについてお聞かせください。

○副議長（高田清一君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） 先ほどお話ししました乳幼児健診等において、心理相談員による個別相談や児童相談所の個別相談等により発達に特性が認められるお子さんの場合は、児童発達支援事業所において、児童発達支援事業を利用することができます。この事業の対象は就学前の児童で、通所によるものでございます。

こちらの事業としましては、日常生活における基本的な動作の指導や知識、技能の付与、集団生活への適応訓練などその子に合った適切な療育を受けることができます。また、保護者がその対応方法を知り、子どもとのかかわり方を適切に持てるよう、保護者に対しても支援するものでございます。

○副議長（高田清一君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） 療育支援が適切に行われていることはわかりました。

発達に気がかりのあるお子さんの保護者は不安を抱え、誰にも相談できずに深刻になっている場合があります。そういった方が相談できる場所があるということはとても重要です。悩んでいる保護者の方に寄り添っていただき、少しでも不安解消につながるようきめ細やかな支援を今後もお願いいたします。

次に、発達障害児の早期発見のため、かおテレビの導入についてお聞きします。

大阪府では池田市ほか7市、千葉県浦安市では1歳6カ月健診の際、保護者の希望により社会性の発達を客観的に把握する検査機器かおテレビを導入し、検査しているとのこと。このかおテレビは大阪大学、金沢大学、浜松医科大学、千葉大学、福井大学など社会性を客観的に把握するための機械として開発されました。これまでに複数の自治体で、1,000人以上の1、2歳児にかおテレビを体験してもらった結果、この機械が社会性の発達をよく反映するものであることがわかりました。ただし、かおテレビの結果のみで社会性の発達の程度について確定的なことは言えないそうですが、これを通して子どもの興味関心の一端をその場ですぐに知ることができます。

特に小さな子どもの場合、自分が強く興味を引かれるものを言葉で他者に伝えるのはまだ難しいのですが、このかおテレビを通して子どもがどんなふうにもものを見ているか、何に関心があるか知ること、保護者が子どもの発達を理解する手助けになることが期待できます。

受診の方法は簡単で、保護者と幼児が個室に入り、椅子に座った保護者の膝の上に乗った幼児に約3分間テレビに映る画面を見てもらうだけです。幼児がテレビに映るシーンにどう反応しているか、何に関心があるかなど目線の動きなどを知ることで幼児の発達を理解する手助けになるということです。幼児の発達障害の早期発見、診断につながり、早期療育を効果的に始めることができるということです。

発達障害者の方は自分と他人との違いがわからなかったり、こだわりが強く、対人関係が苦手な集団の中では生きづらいなどの個性的な人が多いと言われています。かおテレビの診断によって社会性がない、他人とうまくかかわれないなどの発達障害は早期発見により幼いときに適切な療育を受ければ、かなりの効果が期待できると導入している自治体がふえていきます。かおテレビを導入して、発達障害の早期発見につなげていく考えがあるか、お聞きいたします。

○副議長（高田清一君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 安田 睦君発言〕

○健康保険課長（安田 睦君） かおテレビにつきましては、現在実施している自治体から情報等を収集して、また、その実施方法や内容、活用方法などを調査して検討してまいりたいと思います。

以上です。

○副議長（高田清一君） 8番。

〔8番 清水健一君発言〕

○8番（清水健一君） しっかり検討していただいて、早期発見して療育をしっかり行っていただきたいと思います。

以上で私の一般質問を終わります。

○副議長（高田清一君） 以上で清水健一議員の一般質問を終了いたします。

暫時休憩とさせていただきます。

午後2時49分休憩

午後2時50分再開

○副議長（高田清一君） 会議を再開いたします。

皆さんにお諮りをいたします。

当初、予定ですと3時20分からということで休憩時間を長目ということで予定していたんですが、ちょっと休憩時間が長過ぎるということで10分早めまして、3時20分スタートのところを3時10分にスタートということで早坂議員の質問をスタートしたいと思うんですが、どうでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（高田清一君） 異議なしと皆さん了承をいただきましたので、休憩を3時10分まで、3時10分スタートとしたいと思います。よろしく願いいたします。

休憩に入ります。

午後2時51分休憩

午後3時10分再開

○副議長（高田清一君） 会議を再開いたします。

質問順位5番早坂通議員の一般質問を許可いたします。

13番早坂通議員。

〔13番 早坂 通君登壇〕

○13番（早坂 通君） 13番、早坂通です。

先日の5月29日の議会運営委員会で南議長には指摘をしましたが、議長と村長で村の発展について意見交換をしているのならよいのですが、私には議会活動、議員活動を抑えるための意見交換をしているように思えるのですが、私の思い過ごしでしょうか。

本日は、議員への行政文書の公開について、2番目として、入札制度について質問をいたします。自席に戻り、質問をいたします。

○副議長（高田清一君） 13番早坂通議員。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） まず最初に、申し上げたいのですが、通告では行政文書というふうに書きましたけれども、一般的にこういうことを資料というふうに言っているようですので、資料というふうに置きかえてこれから質問をしたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

それでは、質問します。

平成29年第3回定例会での私の質問に対して、村長が当村で策定した人材育成基本方針に基づき、職員の人材育成をしていると答弁しました。後日、総務課を訪れ、当時の総務課長に人材育成方針を見せてほしいと言うとこれですと表紙を見せるので、中も見せてほしいと言うと議長に申し入れをしてほしいとのことでした。何ゆえ議員の資料請求に応じないのか、村長、答弁を。

○副議長（高田清一君） 清村総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 今お話がございました人材育成基本方針につきましては、村のホームページでも公開されているものでございまして、その当時の対応は大変申しわけなかったというふうと思うところでございます。

議員個人への資料提供ということに関しましては、議員もよくご承知のことと思っておりますけれども、法的に根拠がないというところでございまして、そのあたりでいろいろ都道府県市町村で取り扱いが異なるといったところがあるかと思っておりますけれども、その要因といたしますれば法的な根拠がないというところでございます。

○副議長（高田清一君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 答弁者、村長で通告しているから村長に答弁させてください。

○副議長（高田清一君） 真塩村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 今の私のほうから申し上げたということですがけれども、これはいつごろ私のほうが私の口から言ったことなんですか、それいいですか。

○13番（早坂 通君） 何をですか。

○村長（真塩 卓君） 早坂議員が私のほうから人材育成方針を申し上げたと、それで拒否したようなことを言っていますけれども、これはいつの議会でどういう話をしたのか教えてください。

○副議長（高田清一君） 暫時休憩いたします。

午後3時15分休憩

午後3時17分再開

○副議長（高田清一君） 会議を再開いたします。

村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） ただいま話がありましたけれども、その内容についてちょっとわかりませんので、反問権を行使してあと1回聞きなおしをしたいということでありますので、よろしくお願いたします。お取り計らいをお願いします。

○副議長（高田清一君） ただいまの反問についてはこれを許可いたします。

村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほど早坂議員がおっしゃったとおり、いつの議会で私がそのことを人材基本方針、それについて説明したのか確認をしたいと思っておりますので、もう一度お願いいたします。

○副議長（高田清一君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 質問のときにも言いましたけれども、平成29年第3回定例会、私の一般質問に対してそのように答弁をしております。その私の一般質問というのは、職員の能力をいかに引き出すかということだったと思います。その質問に対して、村長はそのように答えました。

以上です。

○副議長（高田清一君） ただいまので村長、よろしいですか。

○村長（真塩 卓君） 内容はわかりました。

○副議長（高田清一君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） これについては基本方針とかそれにより職員の資質向上、あるいはいろいろな面でこれは伸ばしていきたいということでしたと思うんですけども、今回の質問の資料公開とかそういうのははっきりと関係なく、職員を資質向上させる、そして勉強させるということは私は当たり前のこととして話をしたつもりでございます。

○副議長（高田清一君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 私が質問をしたのは、村長が私の一般質問に対して人材育成方針に基づき職員の人材育成をしていると答弁をしたので、私は知らなかったもので、後日、総務課を訪れまして、人材育成基本方針を見せてほしいと言いました、当時の総務課長に。そうしたら、1回奥へ行き、これですと言って持ってきました、その冊子を。だから、私は中身をちょっと見せてほしいと言ったら、議長に申し入れてほしいということだったわけです。そのように質問をしたのです。

ですから、なぜ議員のそういう資料請求に応じられないのかということを村長に質問したんです。

○副議長（高田清一君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） それについては、私、知らなかったというとおかしいんですけども、答えは先ほど総務課長が話したとおりでございます。

○副議長（高田清一君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） さっき総務課長はこれといった根拠はないというように答弁をしていますが、今までの副村長もそうでした、南議長もそうです。このように私はそのことを質問すると言っているわけです。法律には議会に調査権はあるけれども、議員個人には調査権がないから議員の資料請求には応じられないとそういうふう言っているんです、この1年ぐらいだと思います。それは何回も言われました。ですから、実際、私、入札執行調書、情報開示請求で請求をしました。

それで、何で応じてもらえないとかえって困るかという、これから質問をしますけれども、その前にやっぱり村長にも議会という認識を少し深めてもらいたいんです。

まず、村長、議会や議員の役割というのはどのように理解していますか。

○副議長（高田清一君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 日本の議会の中において、執行部と議会は両輪のごとくと同時にその指摘をするということでやっている。

それともう一つ、先ほど当初でお話しされましたけれども、議長と村長で議を抑えるためにやっているんじゃないかとそんなことはありませんので、その点を早坂議員もそういう発言はやめてもらいたい。

○副議長（高田清一君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） まず整理して、じゃ後から言ったこと、議長と村長がそれぞれの議会活動、議員活動を抑えるための意見交換をしているんじゃないかと私が思う根拠、それはまさしく今質問していることです。議員が資料請求しても出さない、執行は、それに南議長は同調しているんです。本来なら、議会議長ならば村長にきちっと物申して、ちゃんと資料は出してくださいというのは議長のはずですよ、法的にどうのこうの言う前に議会の議長ならば。だから、先ほど言ったようなことを言ったわけです。それが私の根拠です。

それともう一つ、議会の役割というのは、一つは議決権です、大きな役割。それに執行の監視、それと住民の代表としての政策提言、細かく言うとまだありますけれども、大きく分けてこういうことなんです。そして、今みたく執行が議員個人の資料請求に応じなければ、執行の監視なんてできないじゃないですか、執行の監督なんかできないじゃないですか。執行が間違えた方向に行ったらば、それを正すのが議会、議員の役目です。でも、その役割が果たせないんですよ、今の執行のそういう資

料を出さないという姿勢では。だから、今回、質問に取り上げたわけなんです。

再度聞きます。なぜ議員個人に対して資料を出せないんですか。

〔「議長」の声あり〕

○13番（早坂 通君） いや、村長。

法的根拠はわかります。法的根拠はわかっていると思うけれども、それ以外に何かあるんなら、言ってください。

○副議長（高田清一君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 資料提供につきましては早坂議員だけの問題ではございません。議員全員にかかわることですので、村としても各議員に対してそうした取り扱いを行えるようやっているつもりでございます。今までもそういうことでやってきたということじゃないかというように思っております。

○副議長（高田清一君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、村長、私が人材育成基本方針の中身を見せてくれと言ったら、なぜ議長を通じてと総務課長が言うんですか。それはそういうような方針を村長のほうから言ったからでしょう。そうじゃなければ、前の総務課長だってそんなことは言わないはずですよ、総務課長だけの判断で言うはずないです。

それと、あと何だっけ、今言おうとしたこと忘れちゃったんですけども、あと何聞きましたか。

そういうことです。

じゃ、さらに重ねて聞きます。

だから、今みたく執行が議員個人に対して資料を出してくれなければ、議員、議会の重要な役割である執行の監視というものができないということなんです。もっと言うと、執行の監視だけじゃないです、議決権だってまっとうに行使できないわけです。議案が出てきて、ちょっとこれわからないからこういう資料が欲しいなというので、それを資料請求したらその資料出してもらえない。そうしたら、その議案書をその議員は理解することができなくなっちゃうわけです。そうしたら、議決権だってきちっとした対応ができなくなっちゃうわけです。そういった意味で議員個人の資料請求に応じないということは議会の不活性化、議会が不活性化するということは行政も不活性化するということです。ということは、村が不活性になるということなんです。だから、重要な問題なんです。

もう一度聞きますけれども、なぜ議員個人の……わかった、ごめんなさい、思い出した。議員個人個人に何か対応するみたいなことをさっき言っていましたけれども、そういうことじゃないんです。執行として議員なら皆同じように対応してもらわなくては困るんです。

○副議長（高田清一君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 先ほども言いましたけれども、議員全員について同じようなことでやっているかと思っております。これについても今までのルールというものは皆さんもいろいろ議員さんから議員としての資料請求であれば、議会を通じてと、議長を通じてというようなルールになっているということは早坂議員も承知なことだというように思っております。それを踏まえた上で、さらに今後の状況とかそういうものについてこれを変えるということであれば、これはこれから我々のほうも検討しながら、また議会の皆さんに全員協議会あるいは議運等でそれを変更しながらどういうときに出せるかどうかというものをこれは検討していきたい。ルールについては早坂議員もそれは今までのルールはわかっていると思います。

○副議長（高田清一君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 村長、私が8年のブランクある前の議会でも、浅見村長も一倉村長も全然そういうことなかったです。これが欲しいとちょっと資料を見せてくれと言えば、すぐ出してくれたしコピーもしてくれました。真塩村長だってつまり今から7年前、以前の2期やったときの村政のとき、そのときだって何も資料が必要なら議会を通じてくれたの、委員会通じてくれたのなんて言ってなかったでしょうが。それがいつから変わったのですか、そういう方針に。

○副議長（高田清一君） 倉持副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 議員もよく知っていると思うんですが、議員必携等にもその辺は書いてございます。議員個人には調査権は与えられていないから、議員が役場に出向いて、個々の書類や計算書の提出を要求しても町村長はこれに応ずる法律上の義務はないとはっきりうたっておりますし、議会そのものというのは合議体というもので成り立っているということもあります。議会または委員会で合議しながらいろいろなものを決めていくと、それにはやっぱり資料というのが当然必要となってきます。合議体で委員会なり議会のほうでこういうものを協議するから、審査するから資料を提出してくださいということになれば、執行のほうではその資料を提供いたします。

ただ、議員個人がいろんなものを調べたいということもあるかもしれませんが、それに対しては法律上の義務はないということで進んできたということはありません。

以上です。

○副議長（高田清一君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 全く詭弁というか、まず一つ、副村長言います。前の3月の定例会の後、例の入札の問題があったから執行調書を出してくれというふうに副村長のところに行きましたね。そのとき出せないと言った。私はなぜ出せないのかと言った、そうしたら今のように言った。議会は調

査権があるけれども、議員個人には調査権がないから。じゃ、私がこう言いました。なぜ副村長が議会事務局の時代、そうじゃなくて議員が要求すれば資料出してくれたじゃないかと言ったら、それは前は知らなかったから、つまり議員個人に調査権がないということですよね。それを知らなかったから出していたんだというふうに言いました。おかしな話、前出していたのに何でそうやって時代に逆らうようなことをするわけ、2011年には情報公開法というのも出ているんです。何でそれ以前にしていたことより後退をするんですか、おかしな話で。

そういうこと言うんなら、ここに国会での対応書いてあります、議員に対する。今から読みます、よく聞いておいてください、村長、副村長。

国会議員からの国会審議に必要な資料の要求は議院、つまり参議院、衆議院、議院の国政調査権を背景としたものであり、一私人としてのそれではなく、国会がその機能を発揮する上で重要なものであると認識しており、政府としてはこれに可能な限り協力をすべきものと考えている。しかしながら、要求された事項が例えば個人に関する情報にかかわるもの、所管外の事項であるもの、他国との信頼関係が損なわれるおそれがある場合、捜査の具体的内容にかかわる事柄等については合理的な理由がある場合は資料請求に応じられないこともあるとなっているんです。これ平成20年、全国の自治体だって、榛東みたく全く議員個人の資料請求に応じないなんていう自治体ほとんどないと思います。もしあれだったら今後調べて、何件かはあると思いますけれども、調べてわかったら教えてください。

そういう観点を踏まえて、今、執行部がやっていることはおかしいと思いませんか。

○副議長（高田清一君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 私が事務局長のときにも、資料請求ということで何件か議員さんのほうから提供してくださいという形でありました。しかし、議員個人には調査権がないということでいろいろメガソーラーの関係とかスラグの関係だったか、そういうものに資料提供をありましたけれども、そういうものは各委員会で調査研究するについては執行のほうは資料は提出できるけれども、議員個人にはあくまでできないということで当時、資料提供はなされなかったということがありました。

確かに国会議員の関係で、国会審議に必要な資料の要求は国政調査権を背景としたものであり、一私人としてのそれではなく、国会がその機能を発揮する上で重要なものであると認識しており、政府としてはこれを可能な限り協力すべきものと考えておるといものは調べてあります。

○副議長（高田清一君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 今、以前もそうであったというふうに言いましたけれども、私は前の村長の阿久澤村長時代のしかるべき人に確認しました。そういうことはしていないと、ただ、出せなかった資料もあると、それは協議中だとかいろいろな事情があって出さなかったこともあると。ただ、一切、今みたく出さないことはないというふうに言っておりました。

それはじゃ、前の阿久澤村政時代のしかるべき人がうそをついているということですか。

○副議長（高田清一君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） たしか小山議員から資料提供をされたということがありました。そのときには一切、資料提出はされなかったということでもあります。

○副議長（高田清一君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） だから、それぞれいろんな事情があって、例えばそれが協議中であつたとかそういう事情があつた場合は出せないということはあると思います、それはわかります。だから、前の阿久澤村政時代のしかるべく人はそういうことはあつたと、出せなかったことは、でも全て出さないということはなかつたとそう言っているということ。

何で村長、今回に限って議長を通じてとか、議会でとか、委員会でとかということになったんですか。どういう経緯でなつたんですか。法律はわかっていますよ、私も。でも、以前はやっていなかったんだから。にもかかわらず、あえてそういうふうに変換をしたのはどういう経緯で変換したんですか、答えてください。

○副議長（高田清一君） 暫時休憩といたします。

午後3時36分休憩

午後3時38分再開

○副議長（高田清一君） 会議を再開いたします。

13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 何度も言うけれども、私は絶対、今言ったように前の阿久澤村政時代は全てのものを出さなかつたということはないと思います。私だってはっきり記憶はないけれども、資料請求してもらえなかつたという記憶はないから。それはそれとして、でも以前はそんなことはなかつたはずですよ。だから、真塩村政の時代になってから。そういう話は聞いたことない。私が以前議員のときだってそんなことは絶対になかつた。

それで、今の時代の流れからいって逆行している方向を今、村が言っているわけ。それは余りにもおかしいでしょう、この情報公開の世の中において。

それで、榛東村にだって行政文書の公開に関する条例というのがありますよね。その中身は知っていますか。このように書かれているんですよ、読みますから、いいですか。「情報の公開は、住民の村政の信頼を確保し、生活の向上を目指す基礎的な条件であり、民主主義の活性化のために不可欠なものである。」と書いてあります。そういうふうを書いてあるんだから、議員というのは住民から選

ばれた議員なんです。そして、さっき言ったような執行の監視なんかも付託されているわけです。ですから、当然、議員が請求したらば応じられる資料については応じるべきでしょう。議員も住民と同じように開示請求これからもしろと言うんですか、どうなんですか。

○副議長（高田清一君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 先ほど早坂議員が聞かれました政府の見解の部分ですけれども、冒頭が国会議員からの国会審議に必要な資料の要求はとございます。これが主語でございます。

村においても、昨年から議会における審議のために資料ということで、議案参考資料ということで別冊で提供させていただいてきているところでございます。先ほどそれでも不足が生じたときに要求したけれども、出なかったという話もございましたけれども、村といたしましては、議会における審議のために必要な資料というのは提出をさせていただいてきているところでございます。

今、早坂議員のご質問の中で冒頭私が申し上げましたけれども、まず法的な根拠は調査権というのは議員個人にはないというところに起因している部分と、それと一般的な情報公開制度、それとこれは法的に規定はないんですけれども、議員が国であれば国会に国政調査権等があるんですけれども、議員の一般的な資料請求権というのが国会議員にも地方の議員にも法的には認められていないという部分がございます。そのあたりの法的な整理というんでしょうか、がございませんと、統一した取り扱いができませんので、村といたしましては、議会の調査権に基づくもの、委員会の調査権に基づくものということで議長あるいは委員長名で請求をしていただいていたところでございます。

他市町村の動向についても余り時間なかったもので、それほど多くの市町村について調べられなかったんですけれども、早坂議員がお考えになっているように資料提供を議員さんに行っている自治体もちろんございます。ただ、本村と同じように議長を通じてというような自治体もございます。また、一切出さないで、全てその自治体の情報開示条例に基づいてやっているというような自治体もございました。これは冒頭申し上げましたけれども、法的な整理がついていないと、法的には規定がないというところで、それぞれの自治体での対応が分かれているという部分がございます。

先ほど村長が答弁の中でありましたけれども、これまで村といたしますれば議会あるいは委員会の調査権というところでの整理をしてきておりますが、ご指摘の例えば審議に必要な追加資料を求められたときに関しては、当然、議案等に係るものであれば、効率的な審議のためにもそういったものは提供させていただきたいというふうに思っておりますけれども、いずれにいたしましても、村としてその調査権でない部分について資料請求があった場合についてどういう取り扱いをするかということについては、まずルールづくりをするというところが必要かなと思っておりますところでございます。

○副議長（高田清一君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） この国会の資料、国会審議にというふうにかかれているから、我々議員が

ほとんど必要な資料請求をするときは、定例会とか審議に必要なために請求するわけよ、同じことだよ。例えばもちろん絶対しやしないだろうけれども、またしちやいけないと書いてあるから、個人的な問題であるようなことはないわけだから。基本的には、情報開示請求で出せる資料を何で議員に出せないのかということ。いちいち委員会を通じて、議会を通じてなんて言ったらば、例えば一般質問をするために通告を出して、その質問のために村にあるだろう資料が欲しいと思ったときに、それを要求したときに出してもらえなければ一般質問に差し支えるわけでしょう、今の話どおりにやれば、委員会を通じてとか議会を通じてなんていうことになれば、議長を通じてなんていうことになれば。だから、多くの自治体は議員個人の資料請求にも柔軟に応じているということなんです。

横浜市なんかでも当然、法的に調査権がないから、要するに議会基本条例の中に、市は議員個人の資料請求については誠実に対応するものというふうに入れているんです。だから、もう議員に資料を提供するなんていうのは当たり前のことなんです。それを逆行する形で情報公開の今の世情の中で逆に情報を非公開にするそういう方向に今、村は進んでいるわけです。それはおかしく思わないんですか、法律なんてのは別問題で。

○副議長（高田清一君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 先ほども答弁させていただきましたけれども、議案につきましては参考資料ということで昨年の9月議会でしたか、そこから参考資料、審議のために必要な資料については提供させていただいているところでございます。

法的な部分はいいというお話なんですけれども、議員個人の資料請求に関して提供している横浜もそうですけれども、この場合もあくまでも法的な根拠なしに任意で提供ということでございます。ですので、横浜市の場合、基本条例の中でそういった規定あるわけでございますけれども、横浜市に限らず、基本条例制定されている議会も多いと思いますけれども、今後、そのあたりのルールを先ほども申し上げましたけれども、村はこれまで調査権ということでの対応とさせていただいてきたところでございますので、調査権ではない、法的な根拠はないんですけれども、議員の資料請求権というようなことについてどこまで対応できるかというようなことについて、この場ですぐというわけにもいきませんので、ちょっと時間をかけて検討させていただきたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（高田清一君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） だから、私が言っているのはこういうふうになったのはそんな昔の話じゃないです。私がいずれにしても8年ブランクがある前のときにはそんなことは全くなかったです。入札執行調書だって5年分出してほしいと言えば、出してくれました。そういうことをずっとしていたのに、2011年に情報公開法が施行されているにもかかわらず、なぜその目的に反するようなことを行

政がするわけですか、そのことを聞いているわけです。

○副議長（高田清一君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 趣旨が情報公開条例に定められている趣旨と今ご質問いただいています議員からの資料請求に対する対応というのは趣旨が異なるものでございます。

〔発言する声あり〕

○総務課長（清村昌一君） はい。先ほど申し上げましたけれども、とある自治体においては議員も議員が一人個人として請求する場合については、全て情報公開条例に基づいた対応しているというようなところもございます。その理由といたしますと、一般の住民の方が情報公開条例に基づいた請求をした場合については、手数料なりが発生するということの均衡上そういう取り扱いにしているというようなところもございます。それが正しいかどうかというのはまた別問題ですけれども、そういったことで先ほど村長の中にもありましたけれども、他の議員との公平性あるいは一般住民の方との公平性というようなところから統一したルールをつくっていくということでございますので、検討させていただきたいというふうに思います。

○副議長（高田清一君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 検討することはそれは検討してもらいたい、それはわかります。

ただ、私が言いたいのは先ほどから言っているとおり、前の村政のときのことも再度確認をしたいと思っておりますけれども、私はここ1年ぐらいのことだと感じているんです、こういう状態になったのは、いつの間にか。前からじゃないはずですが、こういうふうになっているのは。それはもう一度確認しなければならぬんですけれども、ただ、私が聞きたいのはさっきから言っているとおり、情報公開といわれている世論の中で逆な方向に明らかに進んでいるわけです。前からだというけれども、決して前からじゃないはずですが。

それで、今みたいな形でやれば議員の活動が制約されるわけです。議員の活動が制約されるということは議会の活動が制約されるということです。ということは議会の役割が果たせなくなるということです。そうすれば何のための二元代表制なんだか、民主主義が成り立たなくなっちゃうわけです。何度も法律が法律がと言うけれども、専門家の中には議員に調査権を与えてもいいだろうというふうに考えている人もいるわけです。だから、明らかにこれは法律の私は不備だというふうに言っているんです。だから、検討するということがじゃなくて、議員個人に資料を提供することは基本的には認められることでしょうか、理解できることでしょうか、理解できないんですか、いろいろ検討しなければ。村長どうなんですか。

○副議長（高田清一君） 村長。

〔村長 真塩 卓君発言〕

○村長（真塩 卓君） 議員からの議会における審議のために必要な資料の要求があった場合には、我々のほうもできる限り協力するということはここで申し上げたい。

しかし、早坂議員におっしゃりたいのは審議のために必要な資料の提供とそれと行政文書の公開とは分けて考えてもらいたい。行政文書何でも出せるということではなく、議会活動のために、議会の審議のために必要な資料の要求については我々のほうも今来たからすぐこれは出せないとか出せるという問題ではなく、それはやっぱり議会活動の審議のために必要だということ判断しながら出すこととございますので、今言ったらすぐ断られたということじゃないんじゃないかなと私は思っております。

○副議長（高田清一君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 何度やっても堂々めぐりになっちゃうんですけれども、要は議員が資料請求するというのは基本的に議会活動のためなんです。直接議案を審議するということにかかわることもあります。ただ、こういうこともあるんです。私が入札執行調書を以前出したもらったときには、全国的に談合が問題になったんです。ですから、榛東の状況はどうかということで出してほしいと、それは全く議案とは関係ない、ただ一般質問ということは念頭にありましたけれども。そういうために出してほしいと言ったら出したわけです。

行政文書と議案審議に必要な文書は区別してほしいですか。これは別に区別しなくたって全然問題のないことじゃないですか、情報開示請求あればそういうものを出すわけですから。住民にそうやって出せるものが何で議員個人に出せない。議員個人になぜ出す必要があるかというのはさっきから何度も言っているけれども、情報開示請求していたらば最高15日、多けりゃ45日もかかっちゃう。そうしていたらば、その資料が議会活動に必要な機を逸するわけです。そうすると、議会活動に、議員活動に支障が来すから、議員個人の資料請求には対応してくれと初めから言っていることなんです。私の今の考え方はおかしいですか、清村課長。

○副議長（高田清一君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 議員お話の情報公開条例に基づいた請求ですと期間がかかるということとございますけれども、これは例えば議員の一般的な資料要求に応じるというような形になったとしても、その資料の内容にもよりますけれども、来られてその場でよこせというふうに言われても対応できないものもございます。情報公開条例につきましてもそういったことで標準処理日数を一定期間設けさせていただいているところでございますので、その期間に関しては、村として議員への資料提供を行うということになったとしても、しかるべき期間をいただかないと対応できないということは申し上げておきたいと思っております。

○副議長（高田清一君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 情報開示請求を出した場合、いろいろ部署を回って印鑑を押したりするわけでしょう。そうしたらその分だって時間がかかるわけ。何も何でもかんでも即資料が出てくるとは思わない、議員が要求したらば。でも、情報開示請求しているよりもずっとスムーズに資料提供はしてもらえるわけでしょう。そういうことを考えたらば、やっぱりそれは必要だということです。

じゃ、清村課長、今の段階だったら本会議とか委員会がないときには資料が必要だったら、やっぱり情報開示請求しろということですか、議員もいちいち。

○副議長（高田清一君） 総務課長。

〔総務課長 清村昌一君発言〕

○総務課長（清村昌一君） 再三答弁させていただいていますが、村としてその根拠法令を自治法の調査権に置いてございますので、今対応していないということでございます。法に根拠がないものですから、村として各議員不公平のないように統一したルールをつくっていかないとということもございますので、資料提供これが終わった後にこれを出せというふうなことがもしあったとしても、対応はできかねるというところでございます。

○副議長（高田清一君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） それでは、以前からずっとそうだと、今みたいな形でやっているとお三方言いますが、じゃ、本当にいつからこういう状況になったんだか、少なくとも私が何度も言いますが、以前議員のときにはそういうことはなかったです。いつから今みたいな形になったんだかちゃんと調べてください。調べて回答してください。だって、わかるでしょう、調べればいつからそうだったか。何なら前の阿久澤村政のしかるべき人たちにも聞いてみてください、確認してみてください、そういう本当に全て出さないという対応をしていたのか。それ約束してください。

じゃ、国会と同じで余りにも頭をかしげる答弁ばかりでしたけれども、次の質問に移ります。

調査結果の報告をお願いします。榎本鉄工所以外に資格がない業者を指名したかの調査結果について報告してください。

○副議長（高田清一君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 平成28年度以降の土木工事、建築工事の入札事案について調査を行ったところ、係る事態はなかったということでございます。

○副議長（高田清一君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） そうしましたら、今後どのように改革をしていくおつもりですか。

○副議長（高田清一君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 今後の改革なんですけれども、あくまで経審で変更があった場合、これは変更の届けをしてもらわなければならない建設協力会に要望を上げたところでございます。

以上です。

○副議長（高田清一君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） そのようにして、今回のミスがあったわけですね。だから、やっぱり何らかの例えば2年だったらばせめて最低毎年を確認するとか、一番いいのは指名するたびに確認するのがいいんですけれども、そういうお考えないんですか。

○副議長（高田清一君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） いろんな業種の工事関係者おりますので、入札参加願ひ、かなりの件数が出ております。これを全てチェックということは時間的に不可能ということでございます。

以上です。

○副議長（高田清一君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 私はそれはできないはずもないし、やるべきだと思いますけれども、時間が例のごとくなくなっちゃいましたので、次の質問にいきます。

まず一つは、県の調査結果はどういう結果が出たのか、それと榎本鉄工所が受けた仕事はどのように執行されたのか、お尋ねします。

○副議長（高田清一君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 通告がありませんでしたので、答弁は差し控えさせていただきます。

○副議長（高田清一君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 通告がないといっても、今言ったのは当然かかわってくる問題ですよ。逐一質問することを通告は今まで私もしていないし、ほかの人だって全部しているわけじゃないですよ。今のところぐらい答えられるんじゃないんですか。

○副議長（高田清一君） 副村長。

〔副村長 倉持直美君発言〕

○副村長（倉持直美君） 3月議会のときもあつたんですが、この庁舎の入札の経緯を質問されました。もう10年前のことを答弁を記憶の限りでした経緯でございます。庁議等に諮って、不確実なものについては今後は答弁しないほうがいいでしょうという結論になりましたので、今回も通告はありませ

んでしたので、答弁は差し控えさせていただきます。

以上です。

○副議長（高田清一君） 13番。

〔13番 早坂 通君発言〕

○13番（早坂 通君） 今話を聞いてもそうだけれども、さっきの資料提供の話もそうだけれども、どんどん議会活動の足を引っ張るようなことが何かされているような気がしてならないんです。それを申し上げて質問を終わります。

○副議長（高田清一君） 以上で早坂通議員の一般質問を終了いたします。



◎散 会

○副議長（高田清一君） 以上をもちまして、平成30年第2回定例会第1日目を散会といたします。
大変お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

午後4時4分散会

平成30年第2回

榛東村議会定例会会議録

第 2 号

6月15日（金）

平成30年第2回榛東村議会定例会会議録第2号

平成30年6月15日（金曜日）

議事日程 第2号

平成30年6月15日（金曜日）午前9時30分開議

- 日程第 1 議案第46号 教育委員会委員の任命について
- 日程第 2 議案第47号 平成30年度榛東村一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第 3 議案第48号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第 4 議案第49号 平成30年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）について
- 日程第 5 報告第 1号 平成29年度榛東村一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 6 報告第 2号 榛東村土地開発公社の経営状況報告について
- 日程第 7 発委第 2号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則について
- 日程第 8 委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）
- 日程第 9 委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）
- 日程第10 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査に関する中間報告について
- 日程第11 議会運営委員会に付託中の議長の諮問に関する中間報告について
- 日程第12 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第13 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第14 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査について
- 日程第16 議員の派遣について
- 日程第17 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（13名）

1番	波多野 宏美 君	2番	善養寺 孝 君
3番	蜂 巢 實 君	4番	村 上 慎一 君
5番	川 田 敏彦 君	6番	小野関 治義 君
7番	高 田 清一 君	8番	清 水 健一 君
9番	枡 井 保夫 君	10番	小 山 久利 君
11番	山 口 宗一 君	12番	岸 昭勝 君
13番	早 坂 通 君		

欠席議員（1名）

14番 南 千晴 君

説明のため出席した者

村 長	真 塩 卓 君	副 村 長	倉 持 直美 君
総 務 課 長	清 村 昌一 君	企 画 財 政 課 長	早 川 弘行 君
税 務 課 長	岩 田 彦一 君	住 民 生 活 課 長	山 本 正子 君
健 康 保 険 課 長	安 田 睦 君	産 業 振 興 課 長	狩 野 宏記 君
建 設 課 長	久 保 田 邦夫 君	上 下 水 道 課 長	山 口 誠一 君
会 計 課 長	浅 見 英一 君	教 育 課 長	阿 佐 見 純 君
教 育 委 員 会 長	小 池 賢一 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 飯 塚 邦 守 書 記 志 岐 英 代

◎開 議

午前9時30分開議

○副議長（高田清一君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様には、本日、お足元の悪い中ご出席をいただきまして大変ありがとうございます。御礼を申し上げます。

南議長から欠席届が提出されていますので、第1日目に引き続き、地方自治法第106条第1項の規定に基づき副議長が議長の職務を務めさせていただきます。皆様方のご協力をよろしくお願いを申し上げます。

それでは、ただいまから平成30年第2回榛東村議会定例会第2日目を開会いたします。

出席議員の確認を行います。本日の出席議員は13名であります。

地方自治法第113条に規定する定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたします。

直ちに、お手元に配付した日程により会議を行います。



◎日程第1 議案第46号 教育委員会委員の任命について

○副議長（高田清一君） 日程第1、議案第46号 教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

真塩村長。

〔村長 真塩 卓君登壇〕

○村長（真塩 卓君） 改めまして、おはようございます。

本当に梅雨らしくなりました。皆さんにはお体に気をつけて議会が無事終了することをお願い申し上げて、これから議案第46号 教育委員会委員の任命についてをご説明申し上げます。

現委員の湯浅耕作氏の任期が今月6月30日をもって満了となります。引き続き湯浅さんを教育委員会の委員として任命いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づきまして、議会の同意を求めますのでございます。

湯浅さんは平成26年7月に委員に就任され、これまで1期4年にわたり豊富な知識と経験を生かし、教育行政に貢献していただきました。湯浅さんは人格高潔で、村職員としての長い行政経験で養った高い識見と教育に対する熱意を有し、教育政策に精通している者でございます。つきましては、引き続き湯浅氏を教育委員会の委員として任命いたしたく、議会の同意をお願いするものでございます。

よろしくお願いをいたします。

○副議長（高田清一君） 説明が終わりました。

ここでお諮りいたします。

人事案件ですので、質疑、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思いますが、ご異議ございませ

んか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（高田清一君） 異議なしと認め、直ちに採決を行います。

議案第46号 教育委員会委員の任命について、同意することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（高田清一君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

9番 松井議員。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 議案第46号のペーパーが配られていますけれども、住所というところで修正。群馬県北群馬郡榛東村、これを入れていただきたいと思います。

○副議長（高田清一君） 村長。

○村長（真塩 卓君） 松井議員の言ったとおり、榛東村が抜けておりました。改めて、群馬県北群馬郡榛東村大字長岡1958番地5といたしたく、よろしく願いいたします。

○副議長（高田清一君） 議員の皆さんよろしいでしょうか。

それでは、次に移ります。



◎日程第2 議案第47号 平成30年度榛東村一般会計補正予算（第1号）について

○副議長（高田清一君） 日程第2、議案第47号 平成30年度榛東村一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

早川企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） それでは、議案第47号についてご説明申し上げます。

一般会計補正予算（第1号）は、歳入歳出予算の総額に847万2,000円を加え、総額を56億4,717万2,000円とする補正で、これは人事異動に伴います職員給与費の整理を行うほか、当初予算編成後に生じた事由により、一部経費につきまして増額をお願いするものであります。

別冊の参考資料、事項別明細書によりまして主要事項を説明いたします。

別冊資料の4ページをごらんください。

初めに、歳入でございます。

19款1項1目基金繰入金、右側説明欄のうち、財政調整基金繰入金。繰入金につきましては、今回の補正では歳入超過となりますため、繰入金を3,192万1,000円減額するものでございます。その下、

特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金繰入金4,039万3,000円は、平成29年度予算に計上してありましたが同基金事業の一部を平成30年度へ繰り越しいたしました。事業を完了していませんので、29年度では繰り越し分の基金は繰り入れてございません。そのため、改めて30年度予算に計上して繰り入れるものでございます。

続きまして、11ページをお願いいたします。

歳出となります。

8款2項3目道路新設改良費1,660万5,000円は、特定防衛施設周辺整備調整交付金事業。第2号計画道路のNTTケーブルの移設補償費でございます。その下、8款5項3目公共下水道費375万6,000円の減は、公共下水道事業特別会計への繰出金でございます。

続きまして、15ページをお願いいたします。

給与費明細書です。中段部分、2一般職、(1)総括の表です。職員数につきましては1人減、給料と職員手当を合わせました給与費が389万9,000円の減、共済費が80万8,000円の減、合わせて470万7,000円の減となっております。

議案第47号の説明は以上です。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○副議長（高田清一君） 説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

9番 杉井議員。

〔9番 杉井保夫君発言〕

○9番（杉井保夫君） 11ページ、道路新設改良費1,660万5,000円、これについて先ほどの説明で言いますと、2号計画道のNTT関係の埋設云々の経費ということで説明を受けていますけれども、要は、当初の30年度予算に入れ込むための調整がなされていなかった。榛東村の不備なのか、それともNTTの不備なのか、これを伺いたいと思います。

○副議長（高田清一君） 久保田建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 当初予算に計上しなかった理由ということでございますけれども、当初、当該移設工事の関係でございますけれども、NTTからの申し出によりまして今回補正をするわけでございます。当初の計画と申しますか、補償の支払いの考え方につきましては、移設工事の全工程が終了するまでということで平成31年度を予定しておりましたが、県道部の移設工事の着手については平成30年度に実施するというので、村の財務規則上の工事着手年度において補償金を計上するというのでございまして、急遽この補正予算ということで計上させていただいたわけでございます。以上です。

○副議長（高田清一君） 9番。

〔9番 杉井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） それでは、当初32年度に予定していたものがこの30年度に入ってきたから補正を組んだと。こういう中で、それではN T Tからそれなりの依頼文書とかそういうものは、もう村に来ているという前提でよろしいですか。

○副議長（高田清一君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） はい。そちらの調整につきましては、N T Tから依頼がございまして、調整をさせていただき、今回、30年度の事業については30年度の補正予算。最後に、31年度、今度は工事の舗装復旧の事業があるわけですが、そちらは31年度の当初予算で計上させていただく予定になっております。

以上です。

○副議長（高田清一君） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（高田清一君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに反対の討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（高田清一君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第47号 平成30年度榛東村一般会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（高田清一君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第3 議案第48号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について

○副議長（高田清一君） 日程第3、議案第48号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

山口上下水道課長。

〔上下水道課長 山口誠一君発言〕

○上下水道課長（山口誠一君） それでは、議案第48号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正予算は、人事異動に伴う職員給与費の補正でございます。

議案参考資料によりご説明申し上げます。

17ページをお願いいたします。

歳入歳出予算の総額からそれぞれ375万6,000円を減じ、補正後の総額を4億5,945万5,000円とするものです。

20ページをお願いいたします。

歳入は、5款1項1目一般会計の繰入金、補正額375万6,000円を減額するものです。

21ページをお願いいたします。

歳出は、1款総務費、合計額で15万2,000円を減額するものです。給与費、職員手当を減額といたします。

2款建設費、補正予算額306万4,000円、こちらも給与費、職員手当の合計とし、306万4,000円を減額するものです。

○副議長（高田清一君） 暫時休憩といたします。

午前9時45分休憩

午前9時45分再開

○副議長（高田清一君） 再開いたします。

○上下水道課長（山口誠一君） 申しわけありません。読み間違えました。

2款建設費、補正額360万4,000円、内訳は給与費、職員手当を減額するものとなっております。

22ページをお願いいたします。

給与費明細書となっております。2の一般職員の職員数につきましては、変更ございません。

その他の説明につきましては、省略をさせていただきます。

以上で議案第48号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いたします。

○副議長（高田清一君） 説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（高田清一君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに反対討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（高田清一君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第48号 平成30年度榛東村公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○副議長（高田清一君） 全員賛成。
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第4 議案第49号 平成30年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）について

○副議長（高田清一君） 日程第4、議案第49号 平成30年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

議案の説明を求めます。

上下水道課長。

[上下水道課長 山口誠一君発言]

○上下水道課長（山口誠一君） それでは、議案第49号 平成30年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。

今回の補正は、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額につきまして、人事異動に伴い職員給与費の減額を行うものです。

議案書8ページをお願いいたします。

平成30年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）説明書です。

収益的収入及び支出の、支出の項目となっております。

1款1項3目総係費、補正予定額72万1,000円の減で、内訳としましては給与費1節給料から10万4,000円、2節手当3万6,000円、5節法定福利費58万1,000円をそれぞれ減額するものです。

議案参考資料31ページをお願いいたします。

給与費明細書でございます。職員数につきましては、変更はございません。

なお、その他の説明については、省略をさせていただきます。

以上で議案第49号の説明とさせていただきます。ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○副議長（高田清一君） 説明が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○副議長（高田清一君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。初めに反対討論を許可いたします。討論ございませんか。

[「なし」の声あり]

○副議長（高田清一君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第49号 平成30年度榛東村上水道事業会計補正予算（第1号）について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○副議長（高田清一君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第5 報告第1号 平成29年度榛東村一般会計繰越明許費繰越計算書について

○副議長（高田清一君） 日程第5、報告第1号 平成29年度榛東村一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題とし、報告を求めます。

企画財政課長。

[企画財政課長 早川弘行君発言]

○企画財政課長（早川弘行君） 報告第1号 平成29年度榛東村一般会計繰越明許費繰越計算書について説明申し上げます。

平成30年3月定例議会におきまして議決をいただいた繰越明許費につきまして、地方自治法第213条の規定により予算繰り越しを行いましたので、同法施行令第146条第2項の規定により議会に報告するものでございます。

議案書10ページをお願いいたします。

左から款、項、事業名、金額、翌年度繰越額の順に朗読いたします。

2款1項公用車管理費、金額110万8,000円、翌年度繰越額110万円。

3款2項地域子育て支援事業、金額4,299万9,000円、翌年度繰越額同額でございます。

6款1項農地有効利用促進事業、金額205万円、翌年度繰越額同額でございます。

8款2項特定防衛施設周辺整備調整交付金事業、金額5,539万8,000円、翌年度繰越額5,379万2,000円。同じく8款2項社会資本整備総合交付金事業（道路・橋りょう）、金額3,409万8,000円、翌年度繰越額3,409万7,000円。

合計といたしまして、金額1億3,565万3,000円、翌年度繰越額1億3,403万8,000円。

財源内訳といたしまして、既収入特定財源90万9,000円、未収入特定財源、国庫支出金3,498万7,000円、県支出金1,215万9,000円。その他、これは吉岡町からの負担金でございますが、1,365万4,000円。一般財源7,232万9,000円でございます。

以上、報告いたします。

○副議長（高田清一君） 報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○副議長（高田清一君） 質疑なしと認めます。本件は報告でございますので、これにて終結いたします。

◇

◎日程第6 報告第2号 榛東村土地開発公社の経営状況報告について

○副議長（高田清一君） 日程第6、報告第2号 榛東村土地開発公社の経営状況報告についてを議題とし、報告を求めます。

建設課長。

[建設課長 久保田邦夫君発言]

○建設課長（久保田邦夫君） 報告第2号 榛東村土地開発公社の経営状況報告についてご説明申し上げます。

提案理由でございますけれども、地方自治法第243条の3第2項の規定により、榛東村土地開発公社の平成29年度経営状況及び平成30年度の事業計画、予算、資金計画を別紙のとおり報告させていただくものでございます。

議案書の13ページをお願いいたします。

平成29年度榛東村土地開発公社決算報告書でございます。

（1）収益的収入及び支出でございます。

収入及び支出につきまして、左から、予算額合計、決算額、収入は予算額に比べ決算額の増減、支出は不用額の順に朗読させていただきます。

初めに、収入でございます。

第1款の事業収益はございません。

第2款事業外収益、予算額合計2万4,000円、決算額2万2,850円、1,150円の減。内訳でございますが、第1項受取利息、予算額合計4,000円、決算額1,450円、2,550円の減。第2項雑収益、予算額合計2万円、決算額2万1,400円、1,400円の増、これは県税の還付金でございます。

次に、支出でございます。

第1款の事業原価はございません。

第2款第1項販売費及び一般管理費、予算額合計5万円、決算額2万3,900円、不用額2万6,100円でございます。合計も同額となっております。

14ページの（2）資本的収入及び支出は該当ございません。

15ページをお願いいたします。

損益計算書でございます。

ページの中ほど、3、販売費及び一般管理費は、（1）報酬2,500円、（4）雑費2万1,400円で、事業損失は2万3,900円でございます。

その下の、4、事業外収益は、（1）受取利息1,450円、（2）雑収益2万1,400円、経常損失は

1,050円、当期損失も同額でございます。

16ページをお願いいたします。

貸借対照表でございます。

資産の部、1、流動資産、資産合計は1,462万2,063円、負債の部、負債合計はゼロ円でございます。

一番下の行で、負債・資本合計は1,462万2,063円でございます。

17ページをお願いいたします。

平成29年度の財産目録でございます。上の表は資産になります。

1、流動資産、(1)現金及び預金、アの普通預金の合計は12万2,063円、イの定期預金の合計は1,450万円で、流動資産合計は1,462万2,063円でございます。下の行の資産合計も同額でございます。負債はございません。

18ページは、付属明細表でございます。

19ページをお願いいたします。

平成29年度榛東村土地開発公社決算審査意見書でございます。

岩崎唯雄監事により、本年4月20日に監査を実施していただき、ご報告をいただきました。

続きまして、21ページをお願いいたします。

平成30年度の予算でございます。

第2条の収益的収入及び支出の予定額。

収入につきましては、第2款事業外収益に2万5,000円を計上いたしました。

次に、支出、第2款販売費及び一般管理費に2万5,000円を計上してございます。

22ページをお願いいたします。

平成30年度の事業計画でございます。前年度と同様な事業計画となっております。

23ページの平成30年度資金計画の説明については、省略をさせていただきます。

24ページをお願いいたします。

平成30年度榛東村土地開発公社実施計画、収益的収入及び支出でございます。

収入の1款事業収益は計上がございません。

2款事業外収益1項受取利息3,000円、2項雑収益2万2,000円でございます。

下の表は支出でございます。

2款1項販売費及び一般管理費として、人件費と経費で2万5,000円を計上させていただきました。

25ページの資本的収入及び支出でございますが、該当はございません。

26ページをお願いいたします。

予定損益計算書でございます。

中ほどの、3、販売費及び一般管理費に2万5,000円を、4、事業外収益に2万5,000円を計上させていただきます。

下から2行目、経常収益、その下の当期収益はゼロ円でございます。

次に、27ページをお願いいたします。

予定貸借対照表でございます。

資産の部、資産合計は1,462万2,063円、中ほどの負債の部、負債合計はゼロ円。資本の部、資本合計は1,462万2,063円、負債資本合計も1,462万2,063円でございます。

以上、報告とさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

○副議長（高田清一君） 報告が終わりました。

ここで質疑を行います。質疑ございませんか。

9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 土地開発公社の29年度決算審査ということで、19ページ。

監事が岩崎唯雄さんということで、土地開発公社の理事長、真塩卓さんに意見書を提出しておりますけれども、私は、村の代表監査委員が一格下の土地開発公社の審査に監査委員として名を連ねていること自体がやっぱり常識から考えるとおかしいんじゃないかと思うんですね。

それでは、例えばですよ、村の代表監査委員が監査するときに、この土地開発公社のここを監査するときに、代表監査委員は除籍で籍を離れて、議会からの監査委員、波多野議員にこの土地開発公社をやっていただくと。こういうものの考え方でよろしいんですか。この岩崎代表監査委員が監査をするということは。いかがですか。

○副議長（高田清一君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 早川弘行君発言〕

○企画財政課長（早川弘行君） 企画財政課長ですが、監査委員の書記も兼ねていますので、私のほうで答弁させていただきます。

先ほどの松井議員がおっしゃった事例ですが、そのとおりになると思います。

○副議長（高田清一君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 確かに規則上は、村の代表監査委員がこの土地開発公社の監査委員に就くことはできないなんていう文言はどこにも載っていませんよ。載っていないから、これ就けるのか。やっぱり常識の判断というのが、私はあろうかと思うんですね。やはり、29年度は岩崎さんにやっていただくけれども、30年度以降は村の第三者に監査をやっていただく、そういうような考えじゃなくて、もうこのままいくつもりですか。どうですか。

○副議長（高田清一君） 建設課長。

〔建設課長 久保田邦夫君発言〕

○建設課長（久保田邦夫君） 榛東村の土地開発公社の定款第8条に役員の任命ということで、理事

及び監事は榛東村長が任命するということになっております。また9条、役員の任期でございますけれども、役員の任期は2年とするという定めがございます。村長の任命が今年度の平成30年4月1日ということでございますので、2年間は監事として務めていただく予定でございます。

○副議長（高田清一君） 9番。

〔9番 松井保夫君発言〕

○9番（松井保夫君） 1,462万2,068円かな、これだけの財産を運用するという話の中で、やはり、土地開発の監査委員がちゃんと監査をして、それを村の岩崎代表監査委員以下の監査委員が監査をするという基本的な流れはやっぱり崩しては、私はいけないと思うんですね。今後検討していただきたいと思います。

以上です。

○副議長（高田清一君） 執行部の方、よろしいですか。

それでは、質疑をここで終了したいというふうに思います。

報告でございますので、これにて終結いたします。

◇

◎日程第7 発委第2号 榛東村議会議規則の一部を改正する規則について

○副議長（高田清一君） 日程第7、発委第2号 榛東村議会議規則の一部を改正する規則についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

山口議会運営委員長。

〔議会運営委員長 山口宗一君登壇〕

○議会運営委員長（山口宗一君） 議席番号11番山口宗一でございます。

会議規則の一部を改正することに関して、朗読して説明にかえます。

発委第2号 榛東村議会議規則の一部を改正する規則について。

榛東村議会議規則の一部を改正する規則について、地方自治法第112条第1項及び榛東村議会議規則（昭和32年榛東村議会規則第1号）第13条第3項の規定により提出するものであります。

提案の理由は、多様な議員が活躍できる環境を整え、議会活動の活性化を図るため所要の改正を行うものでございます。

次のページをごらんください。

榛東村議会議規則（昭和32年榛東村議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中、介護の次に「、育児」を加え、「やむを得ない理由により」の次に「会議を」を加え、同条第2項中「出産のため」の次に「会議に」を加える。

次のページをごらんください。

右側が現行でございます。左側が改正案でございます。後ほどご一読いただければと思います。

元のページに戻っていただきまして、附則でございます。

この規則は平成30年6月15日から施行する。

以上でございます。

○副議長（高田清一君） 提案理由の説明が終わりました。

質疑に入ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（高田清一君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。初めに反対討論を許可いたします。討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○副議長（高田清一君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

発委第2号 榛東村議会会議規則の一部を改正する規則について、原案のとおり可決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○副議長（高田清一君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第8 委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）

◎日程第9 委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）

○副議長（高田清一君） お諮りいたします。

日程第8、委員会の閉会中の継続審査について（総務産業建設常任委員会）と、日程第9、委員会の閉会中の継続審査について（文教厚生常任委員会）を会議規則第34条の規定により一括議題としたいと思いますが、これに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（高田清一君） 異議なしと認め、日程第8及び日程第9を一括議題といたします。

各常任委員長から、会議規則第71条の規定によりお手元に配付いたしましたとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（高田清一君） 異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

◎日程第10 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査に関する中間報告について

○副議長（高田清一君） 日程第10、文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査に関する中間報告についてを議題といたします。

文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査に関する中間報告について、文教厚生常任委員会清水健一委員長から中間報告をしたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

中間報告を受けることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（高田清一君） 異議なしと認め、文教厚生常任委員会委員長の中間報告を受けることに決定いたしました。

清水文教厚生常任委員会委員長の発言を許可いたします。

8番清水文教厚生常任委員会委員長。

〔文教厚生常任委員会委員長 清水健一君登壇〕

○文教厚生常任委員会委員長（清水健一君） 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査に関する中間報告について申し上げます。

本委員会では、本村の公民館建てかえ計画に伴い、昨年、前橋市東公民館並びに前橋元気プラザ21を視察いたしました。

これにより、中央公民館の建てかえについて本委員会の意見をまとめました。なお、項目につきましては別紙報告書のとおりでございます。

以上で報告を終わります。

○副議長（高田清一君） 以上で清水文教厚生常任委員会委員長の中間報告を終了し、本件は報告のみといたします。



◎日程第11 議会運営委員会に付託中の議長の諮問に関する中間報告について

○副議長（高田清一君） 日程第11、議会運営委員会に付託中の議長の諮問に関する中間報告についてを議題といたします。

過日諮問されました件について、議会運営委員会山口宗一委員長から中間報告をしたい旨の申し出がありました。

お諮りいたします。

中間報告を受けることに異議はございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（高田清一君） 異議なしと認め、議会運営委員会委員長の中間報告を受けることに決定いたしました。

山口議会運営委員会委員長の発言を許可いたします。

11番山口宗一議会運営委員会委員長。

〔議会運営委員長 山口宗一君登壇〕

○議会運営委員長（山口宗一君） 平成29年6月12日付で議長から本委員会に諮問のあった各項目について、会議規則第44条第2項の規定により中間報告をいたします。

なお、諮問及び中間報告の内容につきましては、お配りした中間報告書のとおりでございますので、説明は省略いたします。後ほどご確認をお願いいたします。

以上です。

○副議長（高田清一君） 以上で山口議会運営委員会委員長の中間報告を終了し、本件は報告のみといたします。

ここで休憩を入れたいと思います。では、この時計で10時30分から開始いたします。

休憩いたします。

午前10時12分休憩

午前10時30分再開

○副議長（高田清一君） 会議を再開いたします。

◎日程第12 総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第13 文教厚生常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第14 議会広報常任委員会の閉会中の継続調査について

◎日程第15 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○副議長（高田清一君） お諮りいたします。

日程第12、総務産業建設常任委員会の閉会中の継続調査についてから、日程第15、議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまでを会議規則第34条の規定により一括議題としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（高田清一君） 異議なしと認め、日程第12から日程第15までを一括議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から所管事務のうち、会議規則第71条の規定によりお手元に配付いたしました所管事務の調査事項について、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（高田清一君） 異議なしと認め、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とす

ることに決定いたしました。

◇

◎日程第 16 議員の派遣について

○副議長（高田清一君） 日程第16、議員の派遣についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配付のとおり、議員研修のため議員派遣することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○副議長（高田清一君） 異議なしと認め、お手元に配付のとおり議員派遣することに決定いたしました。

◇

◎日程第 17 渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告について

○副議長（高田清一君） 日程第17、渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会報告についてを議題といたします。

山口宗一広域議員からの報告を求めます。

11番山口議員。

〔11番 山口宗一君登壇〕

○11番（山口宗一君） 渋川広域議会の臨時会の報告をいたします。

平成30年3月、渋川地区広域市町村圏振興整備組合臨時会の報告。

平成30年3月29日、渋川市勤労福祉センター大会議室において、平成30年3月渋川地区広域市町村圏振興整備組合議会臨時会が開催され、報告1件、議案3件が上程されました。

報告は、和解及び損害賠償の額を定めることについて、管理者専決処分についてでございます。

平成29年10月30日23時ごろ、群馬県前橋市朝日町3丁目21番36号前橋赤十字病院において、救急救命士薬剤投与病院実習中に、当消防職員（救急救命士）が末梢静脈路の確保のため救急患者である当事者の前腕に接種したところ、当事者の神経を損傷させたので、和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定及び管理者において専決処分することができる事項の指定について（平成23年2月17日の議決）により専決処分したものであります。

なお、和解の内容は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合及び前橋赤十字病院の過失割合は双方ともに5割とし、保険対応をしたものでございます。

次に、議案は、渋川地区広域市町村圏振興整備組合監査委員の選任同意で、任期満了に伴う同組合の監査委員と辞職に伴う後任の選任について原案のとおり同意されました。

また、渋川地区広域市町村圏振興整備組合手数料の条例の一部を改正する条例が上程され、消防法に基づく危険物の規則に関する手数料の額が見直されたことに伴い、所要の改正をするものでございます。これにつきましては原案のとおり可決されました。

以上、報告といたします。

○副議長（高田清一君） 以上、山口議員からの報告が終了いたしました。本件につきましては、報告のみといたします。

◇

◎副議長挨拶

○副議長（高田清一君） 以上をもちまして、本日までに付議されました案件は全て終了いたしました。

ここで閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

6月5日の開会以来、本日までの11日間、5名の議員による一般質問、人事案件、一般会計並びに特別会計補正予算などについて熱心な審議、活発な質疑、討論がなされました。

梅雨が明ければ、ことしも猛暑の夏が予想されます。議員各位におかれましては、健康には十分留意され、榛東村のさらなる発展のため、なお一層のご尽力を賜りますようお願い申し上げます。最後に、ふなれな議長でありましたが、皆様のご協力が無事終了することができましたこと、執行部の皆様、議員各位に感謝を申し上げ、閉会のご挨拶といたします。

◇

◎閉 会

○副議長（高田清一君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。これをもって、平成30年第2回定例会を閉会といたします。

皆様大変お疲れさまでした。ご苦労さまでした。

午前10時37分閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

榛東村議会副議長 高 田 清 一

榛東村議会議員 小 山 久 利

榛東村議会議員 山 口 宗 一